

平成31年第1回
笠置町議会定例会会議録
(第2号)

平成31年3月19日

京都府相楽郡笠置町議会

平成31年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成31年3月19日 火曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成31年3月19日 9時30分			議長	杉岡義信	
	散 会	平成31年3月19日 16時58分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	松本俊清	○	
	3	向出 健	○	7	坂本英人	○	
4	田中良三	○	8	杉岡義信	○		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	副 町 長	青柳良明	○	地方創生 担当参事 兼 保健 福祉課長 事務取扱	東 達広	○	
	総務財政 課 長	前田早知子	○	税住民課長	由本好史	○	
	商工観光 課 長	小林慶純	○	総務財政 課 担 当 課 長 兼 会 計 管 理 者	岩崎久敏	○	
建設産業 課 長	石川久仁洋	○					
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署 名 議 員	4 番	田 中 良 三		5 番	大 倉 博		
議 事 日 程	別紙のとおり						

会 議 に 付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

平成31年第1回笠置町議会会議録

平成31年3月12日～平成31年3月26日 会期15日間

議 事 日 程 (第2号)

平成31年3月19日 午前9時30分開議

- 第1 議案第17号 平成31年度笠置町一般会計予算の件
- 第2 議案第18号 平成31年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件
- 第3 議案第19号 平成31年度笠置町簡易水道特別会計予算の件
- 第4 議案第20号 平成31年度笠置町介護保険特別会計予算の件
- 第5 議案第21号 平成31年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成31年3月第1回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（杉岡義信君） 日程第1、議案第17号、平成31年度笠置町一般会計予算の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第17号、平成31年度笠置町一般会計予算の件について、提案理由を申し上げます。

平成31年度の歳入歳出予算総額は、前年度比7.7%増の15億660万円となっております。

平成31年度予算は、子育てしやすいまちづくり、住み続けられるまちづくり、災害に強いまちづくり、活力あるまちづくり、まちづくりを支える笠置町職員力の向上の5つを柱として編成をしております。

歳入の主なものは、国庫支出金が、社会資本整備総合交付金や飛鳥路潜没橋の大規模修繕更新事業など、前年度比30%増の1億1,950万3,000円、府支出金では、子ども・子育て支援事業費や障害者対策事業など、前年度比2.8%増の7,213万6,000円を計上しております。また、財源不足を補填するため、財政調整基金から1億5,000万円の繰り入れを予定しております。

歳出の主なものは、総務費では、人権育成や地方創生関連事業など4億902万5,000円、民生費では、少子化対策、子育て支援関連事業や隣保館運営事業など3億2,262万1,000円、衛生費では、健康増進事業やし尿処理及びじんかい処理にかかわる一部事務組合の負担金など、前年度比15%増の1億6,670万4,000円、土木費では、潜没橋補修事業や町営住宅の耐震改修事業など、前年度比41%増の2億1,586万8,000円を計上しております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） おはようございます。失礼いたします。

それでは、議案第17号、平成31年度笠置町一般会計予算の件につきまして説明させていただきます。

私のほうからは、歳入と議会費及び総務財政課所管の歳出予算について御説明させていただきます。

本年度の当初予算総額は、前年度比7.7%増の15億660万円となっております。

まず、歳入のほうから説明させていただきます。13ページをお願いいたします。

1款町税でございます。

町税全体では前年度より1万7,000円減額の1億5,420万5,000円となっております。

町民税は、前年度比とほぼ横ばいで、1項町民税につきましては、個人住民税、また法人町民税と合計いたしまして5,454万1,000円となっております。

固定資産税も、前年度と比較いたしまして11万7,000円増の8,267万4,000円、軽自動車税もほぼ同額の418万7,000円となっております。

4項町たばこ税につきましては、前年度から減額となりまして、1,280万3,000円となっております。

2款地方譲与税でございますが、前年度比24.9%増の、合計が749万3,000円となっております。1項自動車重量譲与税、2項地方揮発油譲与税につきましては前年度と同額、3項の森林環境譲与税が新規となりまして、この分が増額となったものでございます。これは、先日の議会におきまして基金条例を制定いただいたもので、基金に積み立てる予定としております。

3款利子割交付金でございます。前年度より3万8,000円減額の25万円を計上しております。

15ページ、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金につきましては、京都府からの通知によりまして算出した数値となっております。

下段、7款ゴルフ場利用税交付金につきましては、昨年度より400万円減額の3,000万円を計上しております。こちらも、京都府通知に基づき算出させていただいた数値としております。

8款自動車取得税交付金、こちらも京都府通知に基づき、20万円減額の200万円の計上です。

9款地方特例交付金につきましても、3万8,000円、前年度から1万円減となっております。

ります。

10款地方交付税につきましては、平成30年度の交付額を勘案いたしまして、昨年度予算よりも2,000万円増額の6億8,000万円を計上いたしております。歳入総額の45%を占めることとなっております。

11款分担金及び負担金、こちらは保育所や学童保育利用者数から積算しておりますが、保育料では第3子以降の無償化や、学童保育につきましては協力金の2子以降の無料化に伴いまして、前年度より76万7,000円減額の131万3,000円の計上をしております。

ページ変わります。17ページで、12款使用料及び手数料でございます。

使用料につきましては、住宅や施設の使用料を計上いたしております。昨年度より増額の386万円を計上いたしております。

2項手数料につきましては、窓口等によります戸籍等の手数料の計上をしております。また、衛生手数料につきましては、し尿くみ取り券の販売手数料を計上いたしておりますが、前年度から減額となった数値で計上されております。

13款国庫支出金につきましては、前年度より30.7%増の2,806万1,000円増額、合計で1億1,950万3,000円となっております。

1項国庫負担金につきましては、民生費国庫負担金で、積算の基礎となります対象者の減によりまして、障害者の支援給付でありましたり児童手当というものの減額があり、合計で2,314万9,000円の計上となっております。

19ページ、2項国庫補助金でございます。こちらは、前年度より3,048万2,000円増額となっております。合計で9,526万3,000円の計上でございます。特に、飛鳥路潜没橋の大規模修繕や社会資本整備総合交付金の増額によりまして、19ページ下段にあります土木費国庫補助金が2,597万5,000円増額となっております。

続いて、3項委託金でございます。こちらにつきましては、国の移譲事務による委託金の計上となっております。

続きまして、14款府支出金でございます。前年度比2.8%増の7,213万6,000円となっております。1項の府負担金につきましては、国庫負担金と同様に府の負担分を計上しております。

次、21ページをお願いいたします。

2項府補助金につきましては、総務費で京都地域連携交付金と、従来のみらい戦略一括交

付金が名称変更されまして、京都地域連携交付金というものに変更されております。また、京都府移住促進事業につきましては、空き家バンクの登録された家屋の改修等の経費を計上いたしております。

2目民生費府補助金につきましては、隣保館の運営事業、また地域活性化事業支援交付金というものを計上させていただいております。

次、23ページをお願いいたします。

3項委託金でございます。委託金につきましては、1目総務費委託金で選挙費委託金370万円を計上させていただいております。4月7日に執行されます京都府議会議員選挙の委託金、また7月に執行予定の参議院議員通常選挙の委託金を計上いたしております。

すみません、ちょっと1つ戻りまして、統計調査委託金につきましては、50万3,000円を計上いたしております。2020年度に国勢調査、また経済センサスが実施されるに伴いまして、本年度は準備調査ということで委託金が増額となっております。

24ページ下段、15款財産収入でございます。前年度から168万9,000円減額の376万8,000円となっております。財産貸し付け収入におきまして、デイサービスの施設利用貸付料の見直しによりまして減額となったものでございます。

続いて、25ページ、16款寄附金でございます。一般寄附、ふるさと納税等の名目で受け入れる指定寄附金につきましては、いずれも1,000円ということで計上をさせていただいております。

17款繰入金につきましては、前年度比30%増の1億5,249万7,000円となっております。

1目ふるさとづくり基金繰入金につきましては、ふるさと納税のしていただきました、ふるさと納税の寄附の目的に合致した事業に充当をさせていただくとして190万2,000円を計上、また2目高度情報ネットワーク整備基金につきましては、支所移転等に係る経費に充当いたします。

3目財政調整基金の繰入金につきましては、財源不足を補填するため、本年度1億5,000万円の繰り入れを予定をしております。

18款繰越金につきましては、前年度繰越金で、当初計上400万円とさせていただいております。

諸収入につきましては、前年度から992万2,000円減額の6,141万6,000円となっております。平成30年度におきまして、加茂笠置組合の配分金が

1, 500万円が本年度が皆減されておるもの、また平成30年度に設置しました雇用創造協議会へ厚生労働省から委託金が交付されるまでの間の事業費を一旦歳出で交付いたしまして、その返還を受けると、戻入ではなく歳入で受けるということで、27ページ最下段に同額の返還金を計上させていただいております。

町債につきましては、前年度比26.7%増の1億7,820万円を計上いたしております。それぞれの事業に過疎対策事業等を充当するものとして計上させていただいております。

歳入につきましては以上となります。

続きまして、歳出の御説明に入らせていただきます。私のほうからは、議会費と総務財政課所管の予算の説明をさせていただきます。

なお、人件費に係る予算、給料、職員手当、共済等につきましては、現在の職員をベースに積算させていただいております。各項目での説明は省略させていただきますので、御了承ください。

それでは、29ページ、1款議会費でございます。前年度比846万円増の4,772万6,000円となっております。こちらの増額の要因といたしましては、事務局の職員配置によりまして人件費がふえたものでございます。ほかの経費につきましては、議長交際費が10万円、委託料といたしまして議事録の作成委託に50万円等を計上させていただいております。他の経費につきましては、ほぼ前年度並みということで計上させていただいております。

続きまして、2款総務費でございます。総務費は、前年度より914万円増額の4億902万5,000円となっております。

まず、1項総務管理費につきましては、総額3億5,990万5,000円となっております。

1目一般管理費でございます。一般管理費総額は2億5,533万円となっております。

ページおめくりいただきまして、32ページをお願いいたします。

委託料につきましては、システム機器、庁内で使っております基幹システム等の機器保守で1,228万2,000円を計上いたしております。

次、33ページでございます。

18節備品購入費で2,700万円の計上をいたしております。基幹システム、また職員個人で使っておりますパソコン等、Windows7が導入されているものにつきましては、2020年の1月で提供が終了されます。それに伴いましてWindows10への、すみ

ません、Windows 7の提供終了に伴いまして切りかえるものでございます。その経費といたしまして2,700万円を計上いたしております。

19節負担金補助及び交付金につきましては、まちづくり事業補助金で180万円、また相楽東部広域連合への負担金2,263万1,000円を計上いたしております。これは、総務に係るものでございまして、人件費、またその他経費を計上したものでございます。

続きまして、ページめくっていただきまして35ページ、3目財政管理費でございます。

財政管理費につきましては、新公会計への対応支援業務等の委託料を引き続き計上させていただいておりますが、昨年度より見直した金額となっております。また、積立金につきましては、利子収入のものを積み立てるとして計上させていただいております。

4目会計管理費につきましては、前年度より増額となっております。役務費におきまして、EBサービス手数料というものがございまして、これはインターネットを通じた残高確認や口座振り込み等を行うための手数料でございます。新年度から導入に向けて調整をさせていただき、早い時期にシステム導入ということを予定しております。

5目財産管理費でございます。こちらは、前年度より約300万円減額で、1,014万1,000円を計上いたしております。庁舎や公用車の維持管理、また運動公園の維持管理費を計上させていただいております。

続きまして、企画費、38ページの企画費でございます。企画費につきましては、商工観光課が所管する事業と総務財政課の管轄となっております事業がございまして。企画費のうち、総務財政課が所管するものにつきましては、まず1節で総合計画審議会委員報酬が27万5,000円、ページめくっていただきまして、委託料の中の総合計画策定経費といたしまして500万円を計上いたしております。また、相楽東部未来づくりセンターに係ります経費、需用費、旅費等もこちらで計上させていただいております。現在、未来づくりセンターの事務所となっておりますすまいるセンターの維持管理費につきましても、平成31年度からはこちらで計上させていただくことといたしました。

39ページ、委託料の中ですが、先ほど総合計画のほうを、委託料の中で浄化槽の管理、受水槽の清掃等、こちらがすまいるセンターの維持経費となっております。

続きまして、その下段、負担金補助及び交付金でございます。40ページの中で、相楽東部3町村連携による広域観光事業93万3,000円と、サテライトオフィスの誘致から広がる持続可能な地域づくり事業、こちらを25万円計上させていただいております。地方創生に係る広域連携事業といたしまして、先ほどの未来づくりセンターが中心となりまして

3町村、京都府と連携して行っていく事業としております。

続きまして、交通安全対策費につきましては、交通安全に係る啓発や委員報酬を計上させていただきますいております。

防災諸費につきましては、前年度から531万7,000円増の1,475万5,000円を計上いたしております。委託料で、防災マップの作成委託、またBCPの作成事業といたしまして、新規で計上をさせていただきますいております。

次のページの備品購入費につきましては、防災備蓄品の購入に対する計上をしております。本年度は、液体歯磨きや缶入りパンの購入等を予定しております。

少しページ飛びまして、45ページをお願いいたします。

45ページ下段、選挙費でございます。歳入でも説明させていただきましたが、2目では参議院議員選挙、これは7月に執行を予定されております。それに係る経費が244万3,000円、また3目京都府議会議員選挙費159万9,000円につきましては、4月7日執行で、31年度の投開票に係る経費を計上させていただきますいております。

47ページ、4目町長選挙費につきましては、来年、2020年3月に町長の任期が満了いたします。その執行経費に係るものを計上させていただきますいております。

続きまして、5項統計調査費でございます。こちらも歳入でも説明させていただきましたが、平成31年度に実施される統計調査費が計上させていただきますいております。2020年に国勢調査、また経済、農林業センサスが実施されることに伴いまして、準備調査等も必要となった経費を計上させていただきます。

50ページ中段、監査委員費でございます。監査委員費は、昨年度から10万2,000円増額の23万9,000円となっております。12日の議会で議決をいただきました監査委員の委員報酬の増額に伴うものでございます。

続いて、ページ飛びまして83ページをお願いいたします。

8款消防費でございます。消防費につきましては、前年度比4.5%減額の6,004万5,000円となっております。

1目の常備消防費につきましては、相楽中部消防組合への分担金が前年度より減額となりまして、5,074万4,000円を計上いたしております。非常備消防費につきましては、前年度より27万円増の875万6,000円でございます。積載車等、車検台数の増によりまして、需用費、役務費、公課費が増額となっております。他の経費につきましては、昨年度とほぼ同額を計上させていただきます。消防施設費、水防費につきましても前年

度並みの計上となっておりますが、備品の購入等に経費を計上させていただいております。

85ページ、9款教育費でございます。こちらは、相楽東部広域連合への負担金、教育費分としての負担金を計上いたしております。本年度は笠置小学校の空調機の設置に係る設計経費等、計上をいたしております。

公債費につきましては、前年度比11.9%増となっております。こちらは、平成31年度から償還が始まるものと、また昨年度、利率見直しによりまして元金、利息とも見直しがありましたので、利息が減額となり、元金が増額となったものでございます。

11款諸支出金、12款予備費につきましても、昨年度と同額を計上いたしております。

86ページ以降につきましては、款別構成表や給与費明細書など参考資料をつけさせていただいております。最終の100ページにつきましては、地方消費税の交付金の社会保障に係る充当先を記載したものでございます。参考資料といたしましてごらんいただければと思います。

以上、総務財政課関連のものの説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 続いて、税住民課長。

税住民課長（由本好史君） おはようございます。

それでは、税住民課が所管をいたしております歳出予算につきまして御説明をさせていただきます。

42ページをお願いいたします。

2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費でございますが、職員給与等の人件費を除きまして、主な変更点を御説明を申し上げます。

19節負担金補助及び交付金におきまして、京都地方税機構への負担金で378万4,000円を計上しております。対前年度で64万1,000円の増額となっております。この増額の要因といたしましては、償却資産システムの構築経費が増加したことが主なものでございます。京都地方税機構におきまして、償却資産税事務の共同化に向けて事務を進めておられるところでございます。

次に、43ページ、2目賦課徴収費では、本年度347万7,000円となっております。前年度と比べまして130万7,000円の増額でございます。これは、13節委託料、3年に一度の評価がえに係る不動産鑑定委託料が142万3,000円増額となったことが主な理由でございます。

続きまして、2項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費でございます。前年度と

比較をいたしまして4, 103万9, 000円の減額となっております。前年度は、戸籍の電算化を行うための経費を計上させていただきましたので、大きな減額となっております。本年度は、戸籍の電算化のシステム保守委託料が281万2, 000円、それと印鑑登録証カードの作成経費9万4, 000円を新たに計上させていただいております。

続きまして、56ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で、税住民課に係るものの中、主な変更点は、中段、28節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金を1, 472万5, 000円を計上しております。これは、対前年度比で比較をいたしますと12万7, 000円の増額としているところでございます。事務費の繰り入れ分が増加に伴うものでございます。

続きまして、66ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費での主な変更点では、中段、15節工事請負費で峠火葬炉撤去工事87万円を計上させていただいております。これは、現に笠置町の火葬場条例にあります火葬場を設置する前に、火葬炉を峠19の1に建設をしたわけですが、建設の反対によりまして未完成となった火葬炉でございます。近隣の迷惑となっておりますので、不要な建築物を撤去するというものでございます。

続きまして、69ページをお願いいたします。

2項清掃費、1目塵芥処理費でございます。塵芥処理費での主な変更点は、19節負担金補助及び交付金で、相楽東部広域連合分担金衛生分で5, 386万5, 000円を計上しております。対前年度で652万1, 000円の増額となっております。主な要因は、31年度からクリーンセンターを休止するというところでございますが、このごみの民間委託に係る経費と一般廃棄物の処理基本計画等策定業務委託料が新たに計上されたことでございます。

次に、下段の2目し尿処理費でございます。本年度3, 554万円を計上しております。前年度と比べますと、948万2, 000円の増となっております。これは、11節需用費、印刷製本費でし尿くみ取り券14万3, 000円の皆増でございます。消費税増税のため、126円券を128円券として作成するものでございます。

次に、70ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金で3, 534万8, 000円、前年度比933万9, 000円の増額、広域事務組合分担金のし尿処理大型大規模改修経費分が増額となったことが主な要因でございます。

以上、税住民課が所管をしております歳出予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 続いて、保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管いたします歳出予算につきまして、主な事業の御説明を申し上げます。

ページは、50ページからお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、対前年1,012万2,000円減の1億3,918万4,000円を計上しているところでございます。31年度におきましては、1目報酬にございますとおり、民生員推薦会委員報酬12万1,000円を計上しております。3年に一度の改選時期になってございます。その関係でございます。それから、その下に自殺対策計画策定委員報酬、11万円上がっております。これは、自殺対策基本法で地方自治体に策定が義務づけられたことによりまして、次の委託料のところでも出てきますが、本年度、31年度、策定をさせていただくというふうなところでございます。

ページが飛びまして、64ページに入ります。

同じ社会福祉総務費でございますが、ごめんなさい、54ページですね、申しわけないです。申しわけございません、54ページの13節委託料の下のほうに、本年度新規で自殺対策計画策定委託334万円を計上しているところでございます。

それから、主な事業としましては、55ページの上段に社会福祉協議会補助、これは行政では手の届かないきめ細やかな福祉サービス、さらに充実していただいております社協の運営補助でございまして、1,181万円を補助させていただいているということでございます。

それから、56ページ、扶助費の一番最後ですが、不妊治療等医療費助成、少子化対策というところで、本年度も20万円計上させていただいたところでございます。30年度においては実績を上げさせていただいております。

それから、ページ58ページ、4目老人福祉費でございます。1節に報酬で介護保険事業計画策定委員報酬4万4,000円と、本年度、3年に一度の計画の着手を31年度にします。本予算書で31年度、32年度の継続費を設定させていただいているところでございます。

それから、13節の委託料で、下段のほうですが、介護予防・生活支援事業（外出支援サービス事業）、これにつきましては、要介護度の方、あるいは身体障害者の足の悪い方の病

院の送迎を目的に活動していただいておりますが、年々需要を増しているところでございまして、対前年で35万4,000円、297万6,000円の計上をしております。

それから、最後、その介護保険計画策定委託料ということで、31年度分として275万円を新規で計上させていただきます。

それから、59ページにまいります。

19節負担金補助及び交付金、本年度、特に老人クラブの活動補助ということで、対前年21万8,000円の104万3,000円を計上させていただきます。高齢化の、高齢者の社会参加の大きな母体となる組織でございます。いろいろ活発な活動が今後、助成させていただきたいというふうに考えております。

それから、20節の扶助費の中で健康対策分、これはJRの運賃補助でございます。70歳以上の方に、もう今既に募集をかけさせていただいておりますが、本年度も引き続いて、予算的には昨年度並みの59万4,000円。それから、1段下の老人手当につきましても、80歳以上の方に年1万円を支給させていただいておりますが、277万円、これも昨年度並みでございます。

それから、28節の繰出金につきましては、介護保険につきましては対前年230万円少々の減の3,521万4,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、対前年61万9,000円減の3,586万1,000円、いずれも介護予防、健康づくり、疾病予防の事業の効果というふうなところで、給付費の減による繰出金の減でございます。

それから、60ページにまいりまして、老人福祉施設費、これはつむぎてらすの維持管理、あるいは包括支援センター、居宅介護支援事業所の事業経費を含んでおります。人件費を除きますと、対前年で約600万円の減となっております。その中身でございますが、61ページに入ります。委託料、それからシステム、使用料及び賃借料なんかで絆システムの保守管理やリース料というのがここで計上しています。パソコンの保守管理、これは絆システムの居宅包括支援システムでございまして、53万5,000円、それから、その同システムのリース料ということで14節で15万7,000円を計上していると。

それから、19節に負担金補助及び交付金、これはデイサービス事業所よりいこいの複合施設を貸し付けております事業者より共益費等をいただきまして、そのうち共益費に係る部分を指定管理者に払うというふうな金額でございまして、対前年で196万2,000円減の283万8,000円を計上しているところでございます。

62ページにまいりまして、民生費、児童福祉費、1目児童福祉総務費、放課後児童クラ

ブの予算でございます。予算的にはもう人件費を除きましてはほぼ前年度並みになっております。本年度に、31年度におきましては、13節委託料で子ども・子育て支援計画策定業務、これは30、31年度の継続費の設定事業でございまして、本年度が本策定というふうなところでございます。また、児童クラブにつきましては、旧すまいるセンターから移転後、増員しておりまして、31年度におきましては15名を見込んでいるところでございます。

それから、63ページにまいります。

負担金、19節負担金補助及び交付金、この中で子育て応援住宅支援事業169万円を見込んでおります。30年度の予算で執行がなかったわけでございますが、31年度、よりPRをし、該当の掘り起こしをしていきたいと考えております。それから、2目保育園費3,483万8,000円を計上しております。入所数は12名を見込んでおります。予算的には大きな変更はございません。

65ページの19節の負担金補助及び交付金の中では、30年度補正で計上させていただいたんですが、伊賀市の定住自立圏事業として、最初に職員研修参加費1万2,000円というのが計上させていただいています。これは、伊賀市の定住自立圏事業で保育士の研修に係る参加負担金というようなところでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の中で、主な事業でございますが、この中では保健福祉課でかかわる部分につきましては、食育、それから成人、乳幼児から成人にかかわる事業の食育関係の事業をしております。13節の委託料、食生活改善委員連絡会11万3,000円ということで、乳幼児健診やすこやか、おたっしゃくらぶ、ほっとサロンなどに食育や栄養指導を兼ねたおやつづくり、それからすこやか元気事業ということで5万円ということですが、高齢者、あるいは認知症予防の会の中で食事を食育を兼ねた提供をしているというような事業でございます。

それから、66ページの最後の行になるんですが、この予防費、この中では予防接種、住民健診、妊婦健診というようなところで対前年で43万5,000円増の851万2,000円を計上させていただいております。増加の主な原因は、これも毎年御説明申し上げていますのであれなんですが、乳がん検診が法的には隔年ということで2年に一度の検査を実施させていただいているところで、若干前年と差が生じるというふうなところで、内容的には特に変わりございません。67ページの13節の委託料の中には、その乳がん検診も入った中で委託料組んでおりますので、若干増加している、698万4,000円の事業費を見させていただいているというところでございます。

1点、予防接種ですが、この乳幼児予防接種と高齢者の予防接種がこの中に含まれております。懸案の風疹、これは今、国のほうが追加措置をされておりまして、今、郡の医師会と最終調整をさせていただいております。そこで方法論が決まって、4月の広報で御連絡できればなというふうに考えておりますので、青年層の風疹の予防接種につきましては、決定次第、迅速に対応させていただきたいというふうに考えております。

それから、68ページの19節負担金補助及び交付金11万9,000円、これも伊賀市の定住自立圏事業で、24時間健康に関する御相談に、いつでも電話できて専門的な意見がいただけるというふうなところです。健康に関するお問い合わせのダイアルでございます。

それから、3目の診療諸費、4目の介護保険費につきましては、ほぼ前年度並みの予算を計上しているところでございます。

保健福祉課が所管いたします歳出につきましては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 続いて、商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） 商工観光課が所管します歳出予算につきまして御説明いたします。

初めに、31ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、7節賃金で、町内循環バスの運転手賃金707万1,000円を計上させていただいております。

次に、34ページをお願いいたします。

同じく2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金で、広域バスの運行に係ります負担金といたしまして、JR関西本線沿線地域公共交通活性化協議会に対しまして、前年度より280万8,000円減額の246万3,000円を計上させていただいております。30年度は、車両ラッピング、周知用のぼり旗、住民アンケート調査などの利用促進に関する費用を計上しておりましたが、31年度は運行費用、協議会運営費用のみ計上させていただいておりますので、大幅な減額となっております。

続きまして、2目文書広報費につきましては、前年度より6万4,000円増額の163万2,000円を計上させていただいております。スタジオや議場のカメラ保守など、笠置テレビの運用に関する経費でございます。

38ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、25節積立金で、基金に積み立てる加入

分担金に関する費用といたしまして、高度情報ネットワーク整備基金、1件分3万円を計上させていただきます。

続きまして、6目企画費につきましては、7節賃金でJR無人化対策に係る賃金が398万7,000円、地域おこし協力隊に係る経費といたしましては、活動補助や車両リースなど総額1,139万1,000円、いこいの館指定管理料といたしまして13節、すみません、39ページになります、13節委託料でいこいの館指定管理料1,200万円、川のオープン化を行うことを目的に地域協議会の運営支援、社会実験のモニタリング、結果分析などを行うかわまちづくりコンサル委託料といたしまして300万円、移住・定住施策をいっそう推進するため、移住促進住宅整備費といたしまして、19節負担金補助及び交付金で、昨年度より380万円増額の570万円を計上するなどしております。

続きまして、41ページをお願いいたします。

41ページ、2款総務費、1項総務管理費、9目通信施設管理費につきましては、前年度より1万9,000円増額の537万5,000円を計上させていただきます。高度情報ネットワーク機器保守など、高度情報ネットワークの運用に関する経費でございます。

ページ飛びまして、74ページをお願いいたします。

74ページ、6款商工費、1項商工費、2目商工振興費につきましては、前年度より567万円増額の1,037万3,000円を計上させていただきます。商工会への補助金といたしまして、19節負担金補助及び交付金で合計510万円を計上させていただきます。また、雇用創造協議会補助金といたしまして、厚生労働省から委託金が交付されるまでの2か月分の費用527万円を計上させていただきますが、厚生労働省から雇用創造協議会宛て直接委託金が交付されますので、交付されました後は、先ほど総務財政課長が説明した、申しましたように、諸収入として返還させていただきます。

75ページをお願いいたします。

75ページ、3目観光費につきましては、前年度より543万4,000円増額の4,770万6,000円を計上させていただきます。75ページ、13節委託料で、笠置山もみじ公園ライトアップ設備費用が、経年劣化等により漏電等の危険性を専門業者から指摘されておりますので、その設備改修費の費用といたしまして271万円、また京都府スポーツ観光聖地づくり事業費委託費用といたしまして、石の国笠置をより一層具現化するため、笠置町のアウトドアスポーツの牽引力でありますボルダリングの活動をいま一層に強化する費用といたしまして、前年度より420万円増額の620万円を計上させていただ

ております。

続きまして、19節、76ページ、19節負担金補助及び交付金では、笠置町の四季を彩る各種イベントを一体的に企画運営し、まち全体の魅力向上及び町外からの誘客、また住民文化活動への参加意欲の高揚や地域活性化、観光振興に寄与することを目的に、四季を通じました4大行祭事の企画運営を一体的に取りまとめる事務局、団体といたしまして、四季彩祭実行委員会に784万円を計上させていただいております。このように、先人の方々が築き上げられた歴史、文化を後世に継承するとともに、新たなアウトドアスポーツを若者たちが中心に築き上げていくと。歴史、スポーツの両資源を体験できる観光のまちとして、交流人口、また関係人口の増加等による経済効果をもたらすことを目的に、観光をキーワードとしてまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、76ページをお願いいたします。

76ページ6款商工費、1項商工費、4目産業振興会館費でございます。昨年度より99万7,000円増額の1,104万8,000円を計上させていただいております。

ページめくっていただきまして、77ページ、15節工事請負費といたしまして、建物南側のガラス面にUVカットフィルム及びブラインドの設置工事費といたしまして91万3,000円、また18節備品購入費といたしまして、ワイヤレスマイクの購入費2万1,000円を計上させていただいております。

以上が、商工観光課が所管いたします歳出予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（杉岡義信君） 続いて、建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 失礼します。

建設産業課が所管します歳出予算につきまして御説明いたします。

なお、一部説明を省略させていただくところがございますが、あらかじめ御了承ください。初めに、37ページをお願いします。

中段、2款総務費、総務管理費、財産管理費、14節使用料及び賃借料、土地使用料で93万1,000円のうち、建設産業課分として14万1,000円を計上しております。内容といたしましては、町道の退避スペースの借地料でございます。

次に、68ページをお願いします。

下段、4款衛生費、保健衛生費、環境衛生費、28節繰出金におきまして、簡易水道特別会計繰出金を3,615万1,000円計上しております。対前年で比較しますと499万

1, 000円の増額でございまして、システムの更新等にかかわる歳出の増加が主な要因となっております。

70ページをごらんください。

中段、5款農林水産業費、農業費、農業委員会費でございまして、主な内容としましては、1節報酬で農業委員報酬を98万4,000円計上しております。また、13節委託料で農地情報管理システム年間保守としまして16万2,000円を計上しており、いずれも前年度同額を計上しております。そのほかにつきましては、前年と同額を見ているところです。

71ページをお願いします。

中段の農業総務費は、職員給与等の関係でございまして、説明を省略させていただきます。旅費につきましては、前年と同額でございまして。

次に、下段、農業振興費の主な変更点は、需用費、消耗品費で対前年5万2,000円の減額を行っております。地域水田、水田農業振興補助金の廃止に伴うものでございまして、4万8,000円の計上となっております。

72ページ上段をお願いします。

19節負担金補助及び交付金でも、農業振興事業費補助金の減額見込みから、経営所得安定対策推進制度補助金を17万円減額し、8万円を計上しております。そのほかは同額を見ているところでございまして。

中段、農地費の主な変更点は、節の組みかえにより普通作業員等の賃金を12節の役務費、手数料として7万5,000円計上しております。14節材料及び賃借料では、機械等賃借料で税制改正分を見込み4万3,000円にしております。そのほかはほぼ同額を見ているところでございまして。

続いて、下段の林業費、林業総務費では、9節旅費を前年度と同額を計上しております。

73ページをお願いします。

林業振興費の主な内容として、上段の13節委託料で64万円を計上しております。内容につきましては、有害鳥獣捕獲事業を笠置町猟友会に委託するものでございまして。19節負担金補助及び交付金で、森林整備事業としまして200万円を計上しております。内容としましては、町内で行う森林整備に対し補助金でございまして、豊かな森を育てる府民税市町村交付金を活用し、実施するものでございまして。

続いて、笠置町有害鳥獣捕獲対策協議会補助金として10万5,000円を計上しております。内容としましては、捕獲おりの購入補助でございまして、協議会が窓口となり、国の

補助を受けて捕獲おりを購入するもので、2分の1補助となっておりますので、協議会負担分を町が補助するものでございます。

25節積立金で、149万3,000円を計上しております。内容としましては、国の森林環境譲与税を、森林経営管理法に基づく森林整備等を行うために笠置町森林環境基金に積み立てるものでございます。そのほかは同額を見ているところでございます。

続いて、中段、林道維持費の主な内容につきましては、13節委託料で、林道維持管理事業として250万円を計上しています。内容としましては、林道切山線や三国林道など4路線の除草事業を委託するものでございます。また15節工事請負費で300万円を計上しております。内容は、林道切山線の側溝清掃工事を実施するものでございまして、前年より100万円を増額して実施いたします。そのほかは、普通作業賃金等、節の組みかえを行っておりますが大きな変更等はなく、前年度とほぼ同額を見ているところでございます。

78ページをお願いします。

7款土木費、土木管理費、土木総務費でございます。職員の給与等を除く主な変更点としては、9節旅費で11万2,000円を計上しております。前年より4万2,000円増額しております。内容につきましては、中央要望等への職員の旅費でございます。14節使用料及び賃借料で、積算システム使用料として110万円を計上しております。内容としましては、土木積算システムの導入におきまして、京都府のシステムと民間システムを試行してまいりましたが、総合的に判断し、京都府のシステムを使用することとなりました。次に、電子入札システム使用料としまして17万3,000円を計上しております。内容としましては、これまで紙ベースで実施しておりました工事等の入札を、京都府の入札情報公開システムを活用し実施するものでございまして、使用団体の負担使用料でございます。そのほかは、ほぼ同額を見ているところでございます。

79ページ、中段をお願いします。

同じく土木費、土木橋梁費、道路維持費の主な変更点としましては、節の組みかえによる普通作業員の賃金を12節役務費手数料として74万3,000円計上しております。

13節委託料では、道路改良工事に伴う舗装調査業務に75万円を計上しております。また、道路台帳補正業務として900万円を計上しております。内容としましては、町道笠置山線を含む町道の路線道路基本情報の補正、更新を行うものでございます。

15節工事請負費は、舗装修繕、道路附属物修繕、のり面修繕、交通安全対策など町道等の点検結果に基づき、国の社会資本整備交付金を活用しながら維持修繕工事を進めておりま

す。予算総額3,800万円を計上しており、対前年で比較しますと2,630万円の増額でございます。中でも、80ページ上段でございます道路のり面修繕工事は、町道有市峠坂線ののり面修繕工事に1,500万円、交通安全対策工事として、町道笠置有市線東部地内の道路改良工事に1,000万円を新たに計上しております。

続いて、道路新設改良費、12節役務費並びに14節使用料及び賃借料でトータル24万5,000円を計上しております。町道笠置山線改良事業等補填作業分を作業員賃金並びに機械等の賃借料で見えております。13節委託料で750万円を計上しております。内容としましては、町道笠置有市線の分筆登記業務等にかかわる費用として400万円、同じく笠置有市線附帯工事のり面対策工事の設計業務委託費として350万円を計上しているところです。15節工事請負費200万円を計上しております。30年度補正予算繰り越し分で予定しております町道笠置山線と笠置有市線の水路改良にかかわる関連附帯工事に充てるため、国の要望額をそれぞれ100万円ずつ計上しております。17節公有財産購入費で250万円を計上しております。内容につきましては、町道笠置有市線にかかわる事業用地購入費でございます。22節補償補填及び賠償金で1,350万円を計上しております。内容につきましては、公有財産購入費と同じく笠置有市線の建物補償費でございます。

続いて、下段、橋梁維持費で、主なものでは13節委託料で2,200万円を計上しております。内容としましては、橋梁点検に基づく橋梁の補修設計業務委託費でございます。15節工事請負費で5,900万円を計上しております。橋梁補修工事につきましては、さきの補修設計に基づき保全工事を実施するものでございます。

次に、大規模修繕工事は潜没橋の補修工事費でございまして、31年度より財源を社会資本整備総合交付金から大規模修繕・更新補助事業に変更し、補修事業を進める予定でございます。

81ページをお願いします。

中段、河川費、河川総務費は、おおむね前年度と同額を見ております。また、河川改良費では、節の組みかえによります普通作業員の賃金を12節の役務費手数料として18万8,000円計上しております。13節委託料では、補修設計業務として河川、水路の調査設計業務委託費として100万円を計上しております。

下段、住宅費、住宅総務費では、9節旅費を前年度と同額計上しております。82ページで住宅管理費の主な内容としまして、81ページ下段から82ページまでの住宅管理費、主な内容としましては、節の組みかえにより住宅小修繕にかかわる大工賃金等を12節の役務

費手数料として92万8,000円を計上しております。13節委託料で250万円を計上しております。内容としましては、有市団地の耐震診断業務を実施するものでございます。また14節使用料及び賃借料で73万6,000円を計上しております。内容としましては、住宅小修繕等にかかわる機械器具等の使用料として44万3,000円を、住宅の耐震にかかわる営繕積算システム、リビックシステム使用料として29万3,000円を計上しております。15節工事請負費では、バリアフリー化工事としまして、有市団地の浴室改修工事に1,000万円と耐震診断結果に基づいた耐震補強工事に1,200万円を計上しております。そのほかの住宅費につきましては、大きな変更等はございません。

以上で建設産業課が所管します歳出予算の説明を終わります。

議長（杉岡義信君） 続いて、人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） 人権啓発課が所管します歳出予算について御説明をさせていただきます。

それでは、53ページをお開きください。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で報償費、人権講座講師料は、毎年行っております12月の公開講座に係る講師費用、教育委員会と合同で出しております。町村職員の合同研修会につきましては、毎年実施しております南山城村との職員研修会の講師費用の2分の1でございます。

需用費では、まず消耗品53万9,000円のうち24万円、これにつきましては人権の花運動に係る費用と啓発物品、街頭啓発に係ります啓発物品の費用、また人権新聞、年2回の分に対する費用を計上しております。印刷製本費は、毎年、各戸配布しております人権カレンダー800部の費用として22万円のうち16万4,000円を計上しています。

それでは、56ページをお願いします。

中段の社会福祉施設費でございます。前年度836万9,000円、本年度883万5,000円、比較で46万6,000円の増になっております。これにつきましては、まず共済費のほうで常勤アルバイト1名、昨年度は日数、金額の問題で入っていなかったんですが、社会保険をかける必要がございまして、23万2,000円を計上しております。続きまして、賃金でございますが、一般事務のアルバイト賃金、続きまして、作業員賃金については5名分を見ておりますが、これにつきましては周辺整備で桜の木、大きな木が老朽化してございまして、それをある程度間切りするというのか枝を切るための賃金、それと周辺整備に係る賃金を計上しております。あとは、地域福祉事業で、デイサービス事業の中のヘル

ストロンにつきます延べ1名のアルバイト職員の費用を計上しております。給食サービス等の賃金は、年11回実施しております給食サービス、これにつきまして賃金を計上しております。また、報償費は37万4,000円、これにつきましては前年度と変わりませんが、生け花講座や陶芸講座の講師費用、給食サービスに係ります栄養士の費用を計上しております。旅費につきましては19万1,000円を計上しております。これにつきましては職員2名分の旅費費用を計上しております。

需用費につきましては、ほぼ変わることはありませんが、若干変わっているところが光熱水費が3,000円ほど上がったと、4,000円ですか、上がったということです。役務費につきましては、電話代、浄化槽のくみ取りや浄化槽の法定検査料を計上しております。委託料につきましては、ヘルストロン3機分の保守委託及び清掃や給食サービスに係る検便費用を計上しております。使用料におきましては、18万4,000円、昨年より若干上がっておりますが、これにつきましては車両のリース代、これにつきましては高所作業車、桜の枝を切るための高所作業車を計上しております。原材料費につきましては、生け花、陶芸講座の自己負担以外の部分を計上しております。20万2,000円、これにつきましては、生け花講座の受講者がここ1年ちょっと平均2人ぐらいふえているということで、その分を若干上がっております。負担金及び交付金につきましては、人権同和教育研究集会等の参加負担金ということで、全国集会が年4回及び近畿圏、また京都府内で開催される集会に対する参加動員の割り当てに係る動員の費用でございます。あとは、文化祭補助で40万円、京都府山城隣保館連絡協議会の会費5万5,000円、人権政策確立要求実行委員会及び山城人権ネットワーク推進協議会の費用につきましては前年同額でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） この際、15分間休憩します。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時05分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

先ほどの一般会計予算の補足をしたということで総務財政課長から申し出がありました。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

先ほど、当初予算の説明の中で、一部説明が漏れておりました。補足させていただきます。

賃金から役務費手数料への賃金支払いの組みかえという説明があったかと思えます。これは財務に関する実務提要の中で、直接町が雇用した方に対しては賃金で支払う、業者を介し

て賃金の支払いをする場合には役務費の手数料になるということが記載されておりましたので、本年度からそれに従いまして賃金と役務費の中の手数料というところに区分をさせていただいて計上させていただきました。

先ほど建設産業課のほうからも、組みかえにより手数料で増額というふうにありました。この分がそれに該当してきている分でございます。賃金に計上されているものは、直接雇用した者への賃金支払い分、手数料、役務費の手数料としては、業者を介して支払う賃金というふうに御理解いただけたらと思います。

以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

50ページの社会福祉費、この中に報酬として上げられている自殺対策計画策定委員の報酬がありますが、この委員の、どういう方を委員にという考え方も保健福祉課のほうで持たれているのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問でございます。自殺対策計画の策定委員のメンバーでございます。

これにつきましては、今、法定協議会ではまだ設置してございませんので、法定協議会にするか任意協議会にするかというところはちょっと協議いたしますが、いずれにいたしましても性質上、笠置町の福祉計画策定協議会というのが法定協でございます、そのメンバーがおおむねかぶさるのが妥当かなというふうな考え方を持っております。その中にはいろいろ各種団体さん、議会を初め各種社会活動の団体さん等々、学識経験者を含んだメンバーになろうかと思えます。ちょっと具体的には今、手持ちございませんので、例としては挙げられないんですけれども、そういうニュアンスで御理解いただければと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

それに付随して、その流れになっていくと、その自殺対策計画委託、これはどのように実施されていくんですか、334万円。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの執行に対する御質問だと思います。どのようにということで、今、京都府下で、まだ多少策定されていない町村はございますが、東部3町については背景がおおむね共通することから、3町村共同でできひんかというところで今、協議をしているところでございます。

福祉計画も3町村共同でした実績ございますので、そういうことができればなということ、今、協議しておりまして、一定の仕様書をつくりまして、業者の見積もり入札というふうなところで執行したいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 質問になるか要望になるかみたいのところになると思うんですけども、私自身、父親が自殺で亡くなっています。自殺した当初、僕もすごい悩みましたし、何というんですか、いろいろ勉強もしました。

自殺というのはいろんな側面があると思うんです。例えば笠置の住んでいる方が自殺することもこの対策には入ってくるやろうし、これ今、来てくれている観光客の皆さんにとって、そういう公的な場がそういう場所になり得ることもあるでしょうし、いろんな側面があると思うんです、一口に自殺といっても。だから、どういうところを見てその3町村でその自殺というものを考えるのか、もちろんこのまちの中にきちんとしたゲートキーパーを設置することも一つあると思いますし、いろんな考え方が本当にできると思うんです。

だから、端的に今、福祉に携わっている人たちがこの自殺に考える、自殺について考えるということもそうですし、僕自身みたいに親族にそういう死に方といいますか、亡くなり方をした親族がいるのであればそういう声も拾えるであろうし、すごいデリケートな内容だとは思いますが、ポジティブに考えていかなければいけない内容だとも思いますので、すごい有意義に使ってもらえたらなと思うことが大きい要望といいますか、そういう場づくりは必要だとずっと思っていたので、すごい興味がある予算になっていますので、課長、どうか有意義にこの予算使っていただけるような考え方。人の命というのはとうといということ、このまち、相楽東部3町村で進めていくのであれば、その3町村できちんと命の重さとかとうとさを考えていける場にしていなければなというふうに思います。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございますが、貴重な御意見ということで、笠置町にも少なからず、

数は少ないですけども自殺者というのは、ない年もございますが、継続的にされております。また、隠れた自殺者というのもあるように聞いております。表に出ない死亡原因がというところの案件もあるように聞いております。

いずれにいたしましても、末端の市町村でその対応というのは、自殺対策に特化したというところはなかなか限られた人材と能力では難しいところではございますが、子育て支援のワンストップ窓口をつくる、あるいはこういう福祉のサービスのワンストップ窓口をつくる、これは非常に課題が大きいところではございますが、そこに向けて頑張っていきたい。この計画を策定して、少しでも相談窓口、それから適切なところへつないでゆく、結果として自殺がやめられる方が1人でも多く出てくると、そういうふうなところを目指して頑張っていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

商工観光課長に、ページ75ページの京都府スポーツ聖地づくり、観光聖地づくりで620万出ています。これの説明をお願いできますか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

スポーツ聖地化づくり事業といいまして、昨年度から、昨年度、30年度、31年度、32年度、この3年間継続で採択された事業であります。

30年度につきましては、まずボルダリングというものを一つのフックといたしまして、そのスポーツをフックに観光誘客につながる、町内の観光の入り込み客数もそうですし、また経済的なこともそうですし、そういったことを観光振興だけでなく観光を基本、観光というもので人を呼び込む、スポーツというもので観光振興につなげるという事業でございます。

今年度につきましては、笠置町の木津川沿いのボルダリングエリアの、まずは攻略本といえますか、それぞれの石の難易度、そういったものをつくったまず冊子。あと、そのエリアの案内看板とか、あと今、子供たち、スポーツ少年団が頑張っておりますそういった取り組みの費用ということに今年度は活用させていただきました。

来年度につきましては、今、今年度行っておりますそういったエリアの開発などをまた継続的に行いながら、実際に今、かかわっていただいている笠置のボルダリング協会の方々もおられます。そういう方々と、今は河川敷のエリアだけですが、河川敷だけじゃないエリア

というものもあるように聞いております。そういったところの開拓。開拓するだけじゃなくて、それをまた安全に来ていただく、それを観光につなげると、そういったことを来年度、引き続き行いたいというふうに計画をしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほどの自殺対策の関係なんですけれども、私もこれ、法律というか初めて今回、予算が出た、笠置町でも初めてのことだと思うんです。

それで、お聞きしたいんですけれども、要するに自殺、私が勉強したあれなんですけれども、自殺対策基本法の一部改正が、平成28年の4月1日に改正になって施行されています。そこにはやはり、13条では都道府県、市町村は自殺対策計画を定める、そのことで今回、予算を300何万上げられているということですよ。そうすると、先ほどおっしゃっていた委員会ですか、これはまだ策定できていないのに、もう要綱か何かできているんですか。策定できてから委員報酬とかが決まるんじゃないんですか。だから、これからまだ策定されるのにどうかなという疑問点がある。

それと、まだちょっと待ってください。それと、この策定のところでは府の補助金がたしか220万6,000円かあって、これに上乘せで334万円になっています。これは3分の2が府で、町が100万円余り、3分の1出すということですか。

これはそれでどういうところに、例えばコンサルか何かに委託をという形になるんですか。先ほどおっしゃったように、各市町村、まだ私もちょっとしか、よその市町村見ていないんですけれども、全然こうした策定のやつは載っていないんですけれども。だから、大体横並びというか、前から言っている、こういったものは各市町村、全国一緒になると思う。それに対して300何万もかけて委託する必要性の問題が、それはちょっと悪いけれども、言い方、あるのかどうか。国がそういうふうによれとおっしゃるんやから、そういうふうになって、基本法がそうなっているから当然そういうことだと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えいたします。

まず、協議会の形なんですけど、先ほどの坂本議員さんの回答にもお答えさせていただいたと思うんですけれども、現在、協議会の設置要綱については未策定、未設置です。協議会自

身は、法で定める協議会、いわゆる特別職の非常勤に該当する委員会にするかどうかというのは、これは自治体の任意でございます。その位置づけという意味では法定協が一番望ましいんですけども、それはこの自殺対策については定めていないというふうなところです。

報酬を組んでいるのに協議会の設置要綱ないのかというところは、そういう幅のある協議会で、予算が通り次第そこは協議して、要綱を定めた委員会にするかというところは検討していきたいというふうに思います。

それと、あと各市町村の動向なんですけど、東部3町は当然まだ未策定なんですけど、まだ若干の町村については府下で未策定という動向でございます。ほかの市町村についてはおおむね、当然市については全市もう策定されているみたいでございます。31年度において、おおむね京都府下で自殺対策計画についてはほぼできるだろうというふうな見込みが京都府ではされているみたいでございます。

補助制度が本年度、最終年度になるというふうなところの時期的な問題もございしますが、最後のそういう補助制度の中で、策定しなければならないという法の中で策定するものがございますが、実際策定する以上は、やはり先ほどお答えしたように実りあるものにしていきたい。ただ単にコンサルに委託するんじゃなしに、やはりそのノウハウは、策定のノウハウは我々の持っていないところはコンサルにお願いするとしても、中身の協議については積極的に行政が関与していくべきだというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

この14条には、市町村自殺対策計画に基づいて云々で書いています。それを計画に基づいて何々の施策をする場合は市町村に交付金を渡すということです。だから、今回、上げておられるものはどういう予算かなと思って、その辺がお聞きしたかったんです。だから、その辺、この14条では確かに計画があって、それに対する交付金ですから、この交付金というのはつくるための交付金ということですよ。だから、その辺がちょっとわからなかったの。

そうすると、つくるためには京都府なんかの指導なんかは、各市町村集めて、そういうようなことはなかったんですか。指導なされたことは、京都府なり。だから、先ほど出たように要綱なんかができたら、大体市町村、同じような形にはなると思うんです。それに対して町はこれに対してプラスどれとか、これはやめておこうとかいろいろな状況があると思うん

ですけれども、市町村に対する京都府なりの指導なんかはどうだったのかと、先ほど、今言ったようにその交付金の交付の関係。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

法改正の一部改正に28年されて、それ以降、省令が出ております。その中では、計画に基づいた事業について助成対象というのはいろいろ取り決めがございます。

先ほど言いましたのは、策定に関しては本年度限りですというふうな意向が国、あるいは国の意向でございます。ですので、策定に対しての費用は今年度まで出るというふうな考え方で進んでおります。その策定に基づいて、今後、事業に対しても助成が出るというところは間違いないところでございます。

それと、府での説明会、やはり年1回ぐらいこー、二年続いておりまして、その中では、市町村の協議会の構成というところは全然説明はないんですが、自殺対策を策定するに当たって、こういう要件は備えていきなさいよというふうなところの細かな説明はあったところでございます。その辺の細かな省令に基づく計画でございますので、そんな辺の組み立てや知識については当然、行政主導の中でコンサルの知恵をかりながら策定していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

そうですね、実りあるというか計画書をつくっていただいたいと。といいますのは、先日も小学6年の子が卒業間近で自殺されたという、いじめで、という報道されています。きょうの新聞にも、近鉄奈良線で飛び込みされた、それもそういうことも書かれておりました。どういふことでされたか知りませんが、そういうようなことも新聞に。やはり日本全体の自殺されている人数というのは年々減っているそうなんですけれども、その辺の、せっかくこの世に生まれてもつたいない命を無駄にされないような本当の対策をぜひともつくっていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

今、御説明いただいたことを慎重に協議してまいって、そういうものにしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほど、75ページのスポーツ聖地観光づくり事業委託ということで説明がありましたけれども、観光振興につなげていくというところで、その先、中身の説明としてはボルダリングの攻略本などの発行であるとかエリアの整備ということを言われましたけれども、観光振興ということも言われましたので、特に経済効果、経済の波及効果をどうやってつくっていくのか、そこにどのようにつながっていくのか、この取り組みをすることによって、その点について説明がなかったと思いますので、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

この観光、現在までの物見遊山的なものではなくて、実際に人が来てお金を落とさせていただく、お金を、経済を循環させていただくというところが最初の観光、商工観光というところの目的だと考えております。

幸い、いわゆるボルダリングというところで町内外の方々、特に町外でボルダリングに専門的にしていただいている方々がその町内のボルダリングの活動にかかわってきていただいております。昨年の鍋のフェスタのときにも、アウトドアブースというところを、アウトドアブースをつくりまして、アウトドアに特化した方々が出店していただきました。やはり、笠置にはそのボルダリング、またカヌーといったアウトドアの体験できる場所というところで、そういった愛好家の方々がたくさん来られ、その人たちに向けて一時的な出店でありましたが、お店を出すことによって商品が売れ、人も交流ができました。

そういったことで、今は制度上、ボルダリングというものを一つのフックにしておりますが、それにかかわる人々が例えば集うようなまた場所なり、そういったボルダリングに関するものが売れるとか貸し借りできるとか、そういったことの循環につなげていくというのがこのスポーツ聖地化の最終目的としているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

そのように言われましたけれども、例えば訪れる方がふえれば、例えばいこいの館一つとっても利用がふえるとかということも考えておられるのか、そういうシミュレート、例えばこれぐらいふやす目的があって、そうすれば経済波及効果としては例えばいこいの館はこれぐらいお金を使っただけのだろう、例えばボルダリングのマットであるとかいろんな貸し出しについてはこれぐらいの利用があって、これぐらいの収益はあるだろうと、そういうこ

とを今の段階でシミュレートされているのかどうか。

もちろん、実際やってみてその目的どおり行かないということはあるというふうには想定はされますけれども、既に進んでいるわけですから、そこまでのやはり先を見通した目的を持ってやっていくべきだというふうに考えているんですけれども、過去にもいろんな観光の問題でお聞きしても、そういった具体的なシミュレートというものが示されたことが一度も記憶にはないんですけれども、その点については一体どうなっているのか、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

申しわけございませんが、詳細なシミュレーションというところはまだできておりませんが、1つ今もう完成間近のいこいの館のボルダリングのウォールにつきましては、今まで日帰り温泉施設、食事もできるという施設のところにボルダリングというものが一つ体験できるということになれば、また入ってくる、利用される客層の方々もまた変わってくると思います。そういった方々に利用料金等を設定し、体験してもらうことによって、また新たに収益が出てくると。

そこにまた、今、駅前のステーションとか、何か町内にカフェとかも出ておりますが、やはり人が集まらなければ新しい商売、またお店というものも出てこないわけです。今、笠置町の中だけの目にとまらずに、その周辺の、この笠置を取り巻く和束町、また南山城村、ちょっと離れて奈良市といったところには宿泊施設というものも今、建設の話題が出ております。そういった方々、人が集まってくる状況というものが今、向かっておりますので、その人々をいかに笠置に来ていただいて、いこいの館ならいこいの館、天然の温泉というところがありますので、そういったことに来ていただくというところの増益部分のシミュレーションを考えていきたい、計算していきたいというふうに今、考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

スポーツ観光聖地のこの事業だけでも620万円ついているわけです、今回。それで、経済波及効果、また観光というのは、要するにはそのかけたお金以上の何倍もの経済効果がある場合にやる意味があるんです。そうじゃなければ、かけたお金より少ない経済効果であれば直接補助金を渡せばいいという話になってしまいますし、そっちのほうが効果的だという

話にもなってきます。

それで、今既にもう予算は組まれていると、そして、この問題だけではなくて、かわまちづくりであるとかいこいの館の中のボルダリング施設もそうですけれども、特にアウトドアを中心とした観光づくり、キャンプ場といこいの館を一体とした観光づくり、また駅前のカフェのことも言われていますし、サテライトオフィス等々もいわれていると、観光に力を入れていくという中で、今の段階でまだそのような細かい詳細なシミュレートもないような形で、本当に今年度、目的に合った形でゴールに向かって求めている目的に本当に合致するような政策になるととても思えないわけです。なぜそういう状況なのか、もしシミュレートをされるといふのであれば、一体いつごろ提示される御予定なのか、その点も明確にお答えをいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、経済のシミュレーションというところも一方あり、また一方、観光ビジョンというものも今、策定をしております。こういった観光ビジョンという一つの枠組みといいますか柱、そこをしっかりと立てていく中で、この枝分かれするアウトドア、また歴史とか、そういったところの観光のいろいろの枝分かれがあると思います。

じゃ、いつごろその詳細なシミュレーションが出てくるのか。今現在持っています数字は、今までの観光の入り込み客数による観光消費額というところの調査を今現在しているところでございます。それプラス、今現在の金額プラス伸び率というものを計算してまいりますので、今年度、何月とはまだ詳しくはすみません、申し上げることはできませんが、今いただきました御意見、こういった詳細なシミュレーションをしながら観光の振興につなげていくという御意見をいただきましたので、その内容でまた参考にさせていただきますして、単に何万人が、何万人来ていただくだけではなくて、その方々が来ていただくことによって、また先ほどおっしゃっていただきましたようにボルダリングプラスいこい、またいこいプラス何々といったかけ合わせるような、そういった観光にすることによって、お金をまた新たに生んでいきたいという、そういった視点も入れながらシミュレーションを今年度中、早い時期にさせていただきたいと考えております。以上でございます。

（「答弁漏れ」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 答弁漏れか。

（「シミュレートなしになぜうまくいくと考えておる、どう考えていますかと言

ったはずなので」と言う者あり)

議長（杉岡義信君） 商工観光課長、答弁漏れ。

商工観光課長（小林慶純君） 申しわけございません。なぜうまくいくのか、うまくいくという、今現在、なぜうまくいくのかというところの答弁漏れということで、大変申しわけございません。

今、1つキャンプ場の例だけをとらせていただきますが、平成29年入り込み客数が6万5,000人であり、平成30年に7万4,000人、約1万人ふえている。そういった人が来ていただいている、そういう伸びがあるという、キャンプ場、先ほどもおっしゃったようにかわまちづくりの件もありますが、そういったところが伸びているところがあるという現実がございます。そのところに、もっとヒットするような、着目するような、そういったお金の回し方、そこはあるというふうを考えておりますので、先ほど明確な、何もないのかというところの御質問だったと思いますが、今、ゼロの人じゃない、今、来ている方々がいらっしゃる。そういう方々にどういうふうにお金を使ってもらうか、その仕組みを考えていく必要があると思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 答弁される方に申し上げます。

今、向出君への答弁漏れがございました。これからも質疑があると思いますので、答弁漏れのないように十二分をお願いをしておきます。

質疑はありませんか。坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

相楽東部3町村連携による広域観光事業で、これは一体どんな事業になるのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

3町村連携の広域の事業になっております。すみません、まず、サテライトオフィスの誘致から始まる持続可能な地域づくりですが、これは継続、地方創生推進交付金で、継続事業となっております。2年目の事業となっております。笠置町のサテライトオフィス、それから南山城村のオフィス、それから和東町の今の体験交流センターの2階の部分の3町村のそれぞれの企業さんに使っていただきたいと思われるオフィスに関しまして、PRを行っていくためのパンフレットの作成、また誘致、パンフレットを作成し誘致、それから移住促進ツアーを実施するという計画でしております。こちらにつきましては、未来づくりセンター

が中心となって、今、事業展開をしていただいております。31年度で新たなパンフレット作成となっております。

それから、もう一つの、すみません、広域観光事業のほうです。こちらにつきましても2年目の継続事業となっております、本年度、平成30年度につきましても、3月23日に木津川アクティビティスポーツフェスタを開催いたします。31年度につきましても、同じような内容で実施するという事を3町村で取り組んでおります。また、和東町さんにつきましてはワールドマスターズゲームもございますし、そちらと関連してこちらのほうにも誘客なりをしていただくということで、スポーツアクティビティ、スポーツに関連した事業の展開を考えてしております。こちらも未来づくりセンターが中心となりまして、京都府と3町村で実施していくという内容になっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

何が言いたいかといいますと、今、未来づくりセンターの話も出ていますけれども、縦割り行政になっているんじゃないのかと。23日の実施されるアクティビティのイベントも、当初、カヌーから予約が埋まっていったと。もうカヌーはいっぱいやと。ボルダリングにおいても室内はもう一杯、キャンセル待ちやという状況がもう生まれているというのは未来づくりセンターの担当の職員から聞いています。そういう情報をきちんと観光課が吸い上げていけば、今の向出議員の質問にもきちんと答えられたはずなんです。岩場よりも室内が今、需要が多くてとかという情報も未来づくりセンターでは持っているし、じゃ、どういうところのお客さんが今、そのニーズになっているのかということの情報も持っている。

そやから、一つ一つの予算が点で使われないような状況を、やっぱりみんなが意識して使っていかなあかんと思うんです。その辺、せっかくここにもお金出ているし、観光聖地づくりにも出ているんやったら、それが1つの事業にトータル的にはなっていくような観光促進を、推進をやっぱり進めていかなあかんのちゃうんかと。実際もう数字はこれで出せる部分があるはずなんです。ボルダリングにどんなニーズがあって、カヌーにどんなニーズがあって、だから笠置は観光に打って出るんだよという話が聞けないといけない。その辺は、今ある数字できちんとロジック組めるはずなので、努めていただきたいという要望です。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問といいますか、確かに今、観光スポーツにかかわっているカヌー、ボルダリング、

事業者によってばらばらなところでやっているというところがございますので、そこを一体的に集約して、うちのほうでトータル的にまとめて、そしてまたそのフィールドに落としていく、そのように努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

7番（坂本英人君） 質問を変えまして、公園清掃委託、ことし350万円ついていますがけれども、この事業内容、去年より上がっていると思うんですけども、お答えください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

ページ数でいきますと75ページの13委託料、公園清掃委託350万円の内容であろうかと思えます。

こちらにつきましては継続的な事業でありまして、京都府から笠置山の自然公園の清掃委託ということで町が請け負っております。今年度につきましては、近々ですが、この事業の委託先といたしましてプロポーザルのほうで実施するというので、今、準備をしまして、近々そういったことで提案、事業者の募集をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 課長も僕が聞くと思ってるいろいろ答え用意してくれているんやなというのがよくわかりますけれども、僕が聞いたのは、350万円になった理由を聞いたんです、今。

プロポーザル入れてくれるということで、40年間の歴史が、笠置山と見えへん雪の、雪が解けだしたといえますか、そういう時期に来たんやなというのは喜ばしく思うんですけども、前年度が330万円台だったと思うんです、この委託料。これが今回350万円に上がっていると、その内容がどういうふうに、プロポーザルになったから変わったのか、何で変わったのかということの質問です。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

すみません、先ほど答弁、見当違いな答弁させていただきまして、まことに申しわけございません。

この金額につきましては、京都府からの委託金ということで笠置町におりてくる内容でございます。そういった中で額の変更があったということで、今回計上、変更させていただい

ているということが1点あります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 中身は大きく変わっていないと、そういう附帯して違う作業もついたりとかではなく、そもそもの事業費がこれだというイメージでいいんですか。わかりました。

何というんですか、よくやっていただけたなというのが正直な気持ちです。笠置町にはまだこういう本当に、何というんですか、ワンチャンスが多く残っていると思うんです。1つ動けばいろんなものが動いていくかと思えますので、すごい大変な仕事だとは思いますが、前向いた中で一つ一つ精査して事業を行ってほしいなと思います。

議長（杉岡義信君） 答弁は。

7番（坂本英人君） いらないです。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

39ページの移住促進住宅整備事業、これで570万円の予算見られていますけれども、先ほどちょっと説明はあったと思うんですけれども、これどういうことを整備していくのか。主要事業調書には出ていないと思うんですけれども、それについてちょっと内容を説明願います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

移住促進住宅整備事業570万円の中に、まずは住宅を改修する費用といたしまして540万円、その空き家の中の私財とか、所有者の方が持つておられる、その荷物を動かすという費用で30万円、540万円プラス30万円の570万円という内容になっております。

町内にある空き家を空き家バンクに登録していただきまして、その空き家を移住の方が住みたいということでその空き家を改修、移住者の方が改修される、その場合に1件につき180万円の、その移住者の方、整備した方に180万円の補助を出させていただきます。その1件上限が180万円、掛ける3件で540万円という金額になります。

一方、その空き家の中には、やはりその荷物がたくさん置いてあるままのやっぱり空き家が多いのが現実でございます。所有者の方々に、その空き家を持っている所有者の方に家の中を、荷物を整理していただくと、そういう意味合いのもので、1件につき10万円、10万円掛ける3件で30万円、合計、先ほどの住宅の整備540万円と30万円を合わせ

まして570万円ということになっておりまして、あくまで整備に係る費用につきましては、笠置に移住をされる方が改修する費用につき補助でありますし、荷物の整理につきましては、その空き家を持っている方、その方に補助とさせていただく費用、その2つが入っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

ということは、この移住促進のあれで要綱等で決まっていますけれども、その3件分を見ていると、こういうことなんですか。この3件分は予定はあるんですか。もう空き家対策で、その空き家対策の移住のあれがなかなか進んでいないように聞いていますけれども、移住者は希望はあるのに、前回の議会でも空き家対策で予定されているのが今、空き家バンクに登録されているのは1件とかいう話だったけれども、それは今年度は3件分はできるということなんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、空き家バンクということで、空き家の所有者の方々、町のほうに空き家バンクに登録するということで申請をいただいております。その申請をいただいております、うちのほうで写真を撮影したり、あと家の中の図面を整備したりということで、次の段階、笠置町のホームページ及び京都府が持っております空き家バンク、統一的な空き家のホームページがございます。そちらのほうに掲載をするということで、今、空き家自体は町のほうに約、たしか5件だったと思います、その空き家のほうの登録がございますので、その空き家を活用していくということで、今年度の、31年度の費用として3件計上させていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

ということは、この間、京都新聞に限界自治体ということで大きく載せてもらいましたが、その中で、町長は悲観はしていないと、移住促進を十分やっていくというように述べられていましたけれども、これはそのものなんですよ、これ。だから、3件確実に改修予算見ているのやったら、3件は31年度には移住してきてもらえるように進めてもらわんと。その辺、よろしく願いしておきます。町長もそういうことを言うておられるんやから、その辺の対策をちゃんとやっていけるようお願いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 西岡議員、今言われましたように、京都新聞に笠置町の高齢化率が50%を超え、限界自治体というような報道をされました。私、その中で、悲観はしていないけれども緊張感を持って施策を進めていかなければならない、そのような発言をさせていただきました。特に、目に見えて人口がふえるという施策は、移住・定住でございます。今までの取り組みの中で、この施策が笠置町として十分であったかといえば、私は十分ではなかったと反省をしております。

今、移住を希望しておられる方が10名を超えるほどの人がおられる。それらの方に対して案内できるか提供できるのは3件か4件ぐらいしかとどまっているという状況でございます。そういう空き家バンクに登録をしていただける可能性のあるおうちはまだまだたくさんあると思っております。そういうことにおきまして掘り起こしをして、そういう方々が1人でも、1家族でも迎えられるような努力をしていきたい。

思いといたしましては、この当初予算に上げています以上、補正でもお願いをしていくような、そのような気持ちで取り組んで行きたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

少しお聞きしたいんですが、ここの町の収入についてちょっとお聞きしたいと思います。

何というんですか、約、前年と比べて諸収入、ページ数はあれですが、4ページだと思うんですが、ここで大体、何というんですか、1,000万円ほど諸収入が前年より減少しています。この内容とこれに対する対策、町はどのように行うのかお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

諸収入といたしましてですが、すみません、ページ26ページでお願いいたします。

雑入のほうですが、先ほど私の歳入のほうの説明でもお話させていただきました、約1,000万円減額となっております。平成30年度につきましては、加茂笠置組合の配分金が1,500万円ございました。それが、あれは5年に一度ですので、平成30年度は1,500万円ございましたが、本年度はございませんので、1,500万円の減額となって

おります。

残り500万円の分につきましては、27ページ最後でございます。雇用創造協議会からの返還金が527万円計上させていただいております。これは、今年度から計上させていただいたもので、こちら先ほど説明いたしましたとおり、負担金でまず2か月分を、厚生労働省からの委託金交付があるまでの間、2カ月間委託金を町のほうから補助金として交付させていただきます。その返還金を戻入ではなくて雑入、諸収入で受けるようにということでしたので、ここで527万円を計上させていただきました。その差額分が約1,000万円ということでございます。ほかの経費につきましては、ほぼ前年度並みと見込んでおりますので、この差額分の1,000万円が減額となったものと思われまます。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

ページで40ページですか、ここに地域おこし人材派遣1,400万円見てあるんですが、この人材の組織図はどうなっているのか。また、彼らが4企業来るということになっていますが、この管理責任者はどのようになっているのか。

それと、前回の説明ですと3年という形になるんですが、それに補助する笠置町の人材はどのようにお考えか、町長、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 地域おこし企業人の方につきましては、30年度、1名を既に来ていただいております。31年度につきましては、新たに3人の方をお願いして、笠置町に地域おこし企業人が4人来てくださる状況でございます。そのような目的につきましては、やはりその分野でプロとして長い間培われてきたそういうノウハウや人材や展開力、そのようなものを外部からの力、お知恵をかりまして笠置の創生につなげていきたい、そのような思いでこの企業人の4人をお願いをしているところでございます。

組織とかにつきましては、副町長のほうから答弁をさせますので、よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。来てもらって笠置町の創生に役立ってもらおうと、それは一応わかっているんです。しかし、その後、続けてどうするかという下準備のほうは、笠置町としてどうとっておられるのかということなんです。

それで、またこの説明に、彼が来てもらって、ふるさと納税の企画とまちづくりの支援に従事するといわれているんですが、このふるさと納税、笠置町は幾らぐらいあるんですか。

また、それに対する返礼品はどのようになっているのかお答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町におきまして、ふるさと納税の仕組みはつくっておりますが、返礼品の制度は今のところございません。このたび、地域おこし企業人の方に、こういうことに長けておられる方がおられると聞いておりますので、笠置町も議員の皆様、御存じだと思いますけれども、非常に財政が硬直化している、そのような状況で、何とか外部からの収入を少しでも得ていく、そういうふるさと納税は仕組みになると思っております。そういうことにつきまして、きちっとした返礼品制度をつかって、ふるさと納税を活発にしていきたい、そのように思っております。

その金額につきましては、担当課長のほうから答弁をさせますのでよろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にありましたふるさと納税の件でございますが、平成30年度につきましては6件ございまして、総額190万1,000円となっております。現在の、制度が始まりましてからの総額についてはちょっと今、手持ち資料がございませんが、今年度、平成30年度につきましては190万円でございます。前年度もほぼこれぐらいの金額、150万円とかいう金額をふるさと納税として御寄附いただいたというふうに思っております。総額につきましては、また後ほど調べさせてもらいまして、御報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

主要事業調書のほうでお聞きします。

31ページの笠置町総合計画策定業務というのが出てきました。この総合計画は10年ごとに更新されているわけですがけれども、これ前回のときから私もかかわっておりますけれども、今年度、これ527万5,000円という予算を見ておられますけれども、次回、平成32年度に策定をするという計画になっています。それで、もうせやから今年度、31年度なんかは完全にPDC、Cはできてなかったらあかんわけですね、評価は。この総合計画というのは、10年間の大体町の構想というか、そういうものが計画されているわけです。こういうふうにしたい、こういうふうにしたいというようなこと。ところが、実際は多分まだ評価されていないと思うけれども、どれだけできたか。

これ前回の作成のときにも言いましたけれども、総合計画はつくるけれども、それが実際にどういうふう to 実施していくかという実施計画が、もう前回もちゃんとした実施計画がなされていないわけです。せやから、多分これ、この総合計画の半分も行っていないと思います。だから、その辺をちゃんと評価する時期を持たんと、また今度、前回と同じで構想ばかり述べる総合計画になってしまうんです。

だから、これ一応今年度、31年度でこれ総合計画策定委託ということで500万円というふうに見ていますが、これどうするんですか、委託するんですか、これは。こんな総合計画を委託してつくってもらっているようじゃ、実のあるものになりませんよ、これ。ちゃんと行政の中で反省をしてPDCAを廻していかなと。このアンケートとかとるのもよろしいですけども、これは町民の意見を聞いてもらうんだから。こういうことをやって、どうい、町民がどういことを思っているのか、それに沿ったやっぱりこの先10年間の総合計画を立てていかなとかなとかなと思うので、この委託500万円というのは、これはどういことを思っておられるんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問、お答えさせていただきます。

西岡議員おっしゃったとおり、きちんとした実施計画というものがローリングさせた中でできていなかったということはございます。そのとおり、この平成31年度につきましてはこの振り返りをし、PDC、32年度の策定に当たりまして内容をチェックさせていただきたいと、それはそう思っております。もちろん、町の方向を決める大事な総合計画です。総合戦略やら、それから個々に、個別の計画等ございますが、その上に立つ総合計画と思っておりますので、各種の計画等、いろいろと調整しながらも進めたいと思っております。

今の時点では、この計画策定につきましては委託するという方向では考えておりますが、作業部会といいますかワーキンググループ、それから庁内、庁舎内管理職職員等を含めたワーキンググループと、それから審議会の委員さん以外にもいろいろと外部のほうからもそういう作業部会に入っていただくなり活動して意見取りまとめていただくようなグループも必要ではないかという話もしております。そういうことも踏まえまして、丸投げでどこにでもあるような総合計画ではなく、笠置町でつくっていける今後の、今の、平成27年につくりました総合戦略でありますとか、本年度の子ども・子育てであったり介護計画であったり、そういうものを含めました総合的な計画となるように、みんなでかかわっていった中でした

いと思っております。

どのような内容になって出すというところまでは、まだ具体的なところは決まっておりませんが、できるだけそういう作業部会といいますかワーキンググループを活用しながら、住民さんの御意見なりいろんな団体の御意見というものを吸い上げていきたいなと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） すみません、ちょっと変わりますけれども、58ページの介護予防・生活支援事業、これ外出支援サービス事業ですけれども、これが一応297万6,000円の予算を立てられていますけれども、これ聞くところによりますと、この件数が大分ふえてきているということで、これ高齢化が進んでいるのでいたし方ないと思うんですけれども、これこの間、資料として外出支援サービス事業実施要綱というのをいただきましたけれども、これはあれですか、この予算は、これ町から社協のほうへ委託金として払っているのは、これ支援サービス費一覧表では1時間について町内やったら1,900円というようなことが書かれていますけれども、これ問題になっているのは、運転手が不足してきているのではないということなんです。というのは、運転手さんは今、75歳でもう上限されているので、私と同級生の人もやってくれていたんですけども、その人もあかんようになったということで、その運転手の確保。

それと、件数がふえてきますと、今、社協には車3台かあって、この間1台何かもらったような関係で4台になっておるんですけれども、そういう車の経費とか、それから車ふえたら駐車場ももちろんふやさんならん。そういうところ辺の補助とかいうのは、町のほうでは見てやる予定はあるんでしょうか。どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの西岡議員の御質問でございます。私が答えられる範囲内に限られますが、説明できるところは説明させていただきます。

まず、外出支援、いわゆる正式名称でいくと福祉有償運送事業、これにつきましては、実施主体はあくまで社会福祉協議会でございます。有償運送協議会、陸事への届け出というところは、3町村で共同した協議会を経まして陸事へ届け出て運営主体として実施していただいているという、あくまで町はその一定の委託料という形では払っておりますが、実施主体は社協でやっていただいているというところの出発点だけはちょっと認識していただきたい

なというところがございますが、確かに笠置町の抱えている、もう駐車場1つにしる事業の運営費にしる、全てに言えることでございます。人材不足というのも、これもあらゆる福祉の面で、ヘルパーにしる、あるいは居宅介護支援事業所の人材にしる、もう全てそういう状態になると。ちょっと視点が違うかもしれませんが、やはりそういう自治体になりつつあるというふうなところが大きな課題ではないかと。

そこは、やはり行政が単に補助するという、そこはあるかもしれませんが、単に補助するというところじゃなしに、やはりお互いに単純に補助じゃなしに何とかならんかという、お互いに切磋琢磨していく、そういうところで解決するところを見出していきたいと考えておまして、今、当初予算にも計上しておりませんが、その補助金というのは現状のところそれ以上のところは考えていないというところでございます。

近々の確かに福祉有償というところは、笠置町にはなくてはならないというのはもう明白でございますので、そこは詳細な分析で、必要であれば私の段階では要望させていただくというふうなところがございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

今、課長言わはったのはわかるんですけども、社会福祉協議会にしても営利事業ではないので、そんなこれでもうけがでるようなことをやっていないんです。だから、当然これ町がこういうことを決めて、それで委託しているということやから、これあれでしょう、利用者も全部これ町のほうへ申請を出すんでしょう。それで、町長がこれ認定するわけやから、やっぱり町としてももう社協へ任せきりじゃなしに、やはりその辺の、これ高齢化社会になってこれふえてくると思うんです、これから、今後もっと。そうしたら、先ほど言うたように車の台数とかも運転手についても考えていかなきゃならないと。そうなってくると、やっぱり社協としてもこの利用料だけで済まんことが出てきているんです。だから、その辺の援助はやっぱり町の行政としてやっぱり介護について援助していくべきじゃないかなと思うんですけれども、その辺、町長どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、西岡議員、言われましたように、これからますます笠置町は高齢化が進んでまいります。そのような中で、社会福祉協議会の存在というのはますます重要な役割を果たしていただく団体になると思っております。

今、言われました外出支援サービスにおきましても、車の台数不足、また運転手の方の不

足している、そのような状況で、これから需要がふえていくのに対応し切れないと、そういう状況がこれから顕著に生まれてくると思います。そういうことにつきましても、社会福祉協議会さん、また笠置町とも一緒にどうやったらこういうことが解決していくか、そういうことは同じテーブルで相談していくというような機会を設けさせていただいて、一緒に取り組んでいく、そういう姿勢がこれから必要だと思っておりますので、そのようなものに力を入れていきたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願いします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

17ページ、交流施設使用料、サテライトオフィス使用料等が3万円、3万円、1万円で、これは今年度の実績から来年度の予測を出されていると思うんですが、合っていますか。それでいいんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

今年度の使用といたしますのは、各種町内の団体さんとか、あと今、連携して取り組んでいる大学との利用といったところで、回数的にはありましたが、ほぼ減免とかの内容で使っております。

こちらの今回上げさせていただいております費用につきましては、各施設ともほぼほぼ、例えばサテライトオフィスの使用料でしたら1,000円掛ける30日とか、あとそのお試し交流スペースにつきましては、1週間1万5,000円ですので、それを2週間分とか、あと移住定住プラザにつきましても、1時間当たり1,000円を10日といった、一応こういう目安で計上させていただいております。今年度の使用につきましては、各、回数的にはありましたが、ほぼ町内、町が協賛なり後援しているというところで、この回数と、今年度の回数とこの費用というものは一概にリンクしているというところではございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

金額にならなくても使用はされているということだと思いますが、たしかこれ、サテライトオフィスできたときも、たしか需要はかなり、町外からでも需要はあるという話やったと思います。たしか答弁でそういう答弁があったと思うんですけれども、今回その主要事業調書のほうの30ページ、企業サテライトオフィスの誘致から広がる持続可能な地域づくり事

業、25万円ですけれども、これかけて今後どういう伸びがあるかの予測をされているか、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西議員の御質問にお答えをさせていただきます。

相楽の未来づくりセンターにおきましてこういうパンフレットも作成いただき、積極的に私どもと一緒にプロモーションといいますか、セールスをさせていただくような現状でございます。

ただ、笠置におきましては、笠置町独自にやはりサテライトオフィスの利用促進ということで、目ぼしい企業といいますか可能性のある企業に直接アタックさせていただいているのが現状でございます。

その結果、まだ確定といいますか契約、使用願等の手続は今後でございますけれども、企業2社様からサテライトオフィスを年間通してお借りしたいという御意向がございまして、そういったところが現実に利用されますと、他の企業さんにも大きな影響を与えるものと思っておりますので、そういったことをてこに、幅広く私どものほうのこういう持っている強みをぜひ企業様にも御理解いただけるように頑張っていきたいと、そのように思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

サテライトオフィスを使ってもらって、それを移住・定住につなげようという考えやと思うんですけれども、去年の12月に一般質問させてもらったときに、笠置町のホームページに載っていたのが1件、実は4件あって1件しか載っていないのを聞いていたんですけれども、現在2件です。業務が忙しいのはわかるんですけれども、こういう空き家バンクとかに関することも、結構スピード感持ってやってもらわんと多分、意味がなくなると思うんですけれども、その辺、よく連携してやってもらいたいと思います。一般質問でもさせていただきますので、これで終わります。

議長（杉岡義信君） ただいま一般会計予算の審議中でございますが、この際、暫時休憩します。

休 憩 午後0時25分

再 開 午後1時28分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

平成31年度笠置町一般会計予算の件を続けて審議します。

質疑はありませんか。坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

予算書、商工費、四季彩祭実行委員会負担金、今回が784万円になっていますが、その内容が笠置にある4つのお祭りが全部四季彩祭で行われるという説明ありましたが、これ毎回聞いていると思うんですけども、この実行委員会というのは、どのような意味と
いうか、必要性を教えてください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

予算書でいきますと76ページ、四季彩祭実行委員会負担金ということで784万円上げ
させていただいております。

現在まで、さくらまつり、夏、もみじまつり、鍋、それぞれ4つの行事をそれぞれ単体で
予算計上させていただいておりましたが、今回、31年度につきましては四季彩祭実行委員
会がこの4つのイベントをもうまとめて請け負うということで、今まで単体で、昨年度まで
単体で計上していた金額をもう1つにまとめまして、今回、四季彩祭実行委員会負担金とい
うことで計上させていただいております。

各イベントごと単体で実行委員会を立ち上げますと、どうしても通年でのイベントとい
うところに視点が置けないというところで、昨年度から1年間を通じて笠置町を発信する
という、そういう目的で四季彩祭実行委員会というものを立ち上げました。この四季彩祭実行
委員会、去年が初めてでしたので、機能しているかどうかというところ御質問もございま
すが、2年目といたしまして、やはり四季を通じて情報、笠置の情報発信をする、そういう団
体であるというところに明確に位置づけて機能強化をしていきたいと考えております。以上
でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。

何が言いたいかという、今回、その鍋フェスにおいて、僕も実行委員会のほうには、こ
この四季彩祭には名前は連ねておりませんが、実働部隊として祭りの企画のほうから参画さ
せていただきました。その後のこの四季彩祭の実行委員会の会議で、KBS京都がいつも運
営のほうを受託するんですけども、そこに400万円ぐらいの予算がついていたかと思
います。今回は、内訳で広告費、警備費が外注として出されましたけれども、それについてそ

の委員の中でいろいろ意見が出たというような議事録で読みましたけれども、いかんせん僕からしたら、その祭りの流れを全く理解されていないのではないかと。中にはもう経費がかさむようであれば、KBS京都に丸投げするのが一番妥当じゃないのかという話も出たと。それであれば、この四季彩祭の委員会なんてもう存在しなくていいと僕は思ったわけです。なぜなら、別にそこに丸投げしてイベントが終わるのであれば、もうお金さえ払えば役所の仕事もスムーズじゃないですか。

去年の暮れにも言いましたけれども、この祭り、仕様書が存在しないわけです。その仕様書がない、言ったら相手の言い値みたいな祭りなわけです。そこに400万円投げておいたら、もうその事業できるんじゃないかと、もうこの実行委員会の人がおっしゃっているのであれば、この実行委員会、意味ないですよんか。何のために実行委員会組んで、人を集めて、それで400万円を丸投げしておけばそれで済むと。

ただ、その400万円の根拠も、誰も説明できないはずなんです。仕様書がないんやから。でも、その実行員会の人には高い安い判断ができるらしい。僕は全く意味がわからないんです。そこに対して、また今度784万円予算を組むわけです。到底理解しがたい。

それは1年目やからとかじゃなくて、鍋フェスやったら今度10年目です。この間で9回やっておる。それで、夏まつりやったらもっとやっていますよね、30年ほどやっているのかな。それでこの委員会組んで1年目やから薄いと、それは言いわけにはならんでしょうと。今までのやり方じゃあかんからこの実行員会を立ち上げたわけでしょう。でも、実行委員会はかなり後ろ向きな話をされていると。

だから、これどうやって委員を選定されたのか。それまでは、この議員もみんな祭りの会議には参画していたはずなんです。これもう明らかに時代と逆行しているんです。見えない化ですよ。世間はみんな今、見える化、見える化といって全てのものをオープンにしてわかりやすくしていつている世の中で、なぜ議会からは議長だけが選出され、今まで参画していた人間ができず、当日ボランティアだけで参加しなければならないのか。その辺をわかりやすく説明していただきたい。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

鍋、具体的に鍋でいきますと10回、夏まつりは30回というところで、数々の回数はこなしているんですが、そのイベントを廻していくといいますか、その取り組みの方法、やり方、そういったところが時代とそぐわない、また逆行しているというところだと思います。

1年目だからという甘えは許されずに、数々やはり整理していかなければならないところはもちろんあります。

今回、四季彩祭実行委員会を進めていく中で、先ほど当初予算の計上にもありましたが、地域おこし企業人という方々、そういった方々が今まで持っている、また培っている、そういったアイデアも入れながら、まずは実行委員会のやり方、まずそこから変えていかなければならないと。

実行委員会のメンバーの方々であります、今、町内でいろいろな活動でお世話になっていただいております各種団体の長の方々に入っていただいております。実際にイベントを運営して、企画して廻していく中には、その実行委員会の中につくります企画運営委員会、その企画運営委員会の中で具体的にその、じゃ花火だったらどうするのか、鍋をどうするのか、そこを具体的に企画運営委員会の中で起案を、計画を上げ、つくっていく必要があると思います。

仕様書がない、その中では、じゃ仕様書がなければ実行員会、また町としてどういうふうなイベントにしていきたいのか、そういうような明確な訴えができない、それももちろんのところであります。

今回につきましては、まず例年でできておりませんでしたまず仕様書、そういったものを固めてイベントの充実を図る。イベントが単に1日だけでは終わることなく、イベントというのはやはり交流、また関係者、そういった人々をふやし、最終的にはその中で移住の人がふえたり、また創業や起業の方がふえたり、そういった先を見据えたこともこのイベントの先にはある、そういう考えでやっていく必要があると考えておりますので、今年度、仕切り直しではございませんが、まずはやり方、そこを1からしっかり考え直して取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） ちょっと僕、今困惑しているんですけども、なかなか課長の答弁が難しい。

僕が言いたいのは、これ町のだからボランティア、すごい数出してもらっているわけです。町の職員も含め各種団体。祭り、420万円なんですけれども、この普通で考えたら、もう10回も行える祭りだったら自走していてもおかしくないわけです。その話にも行きつかへん。逆にじゃ400万円でもう丸投げしたらどやねんと。そんな話が出るところに、何でわざわざ住民がまちに来てくれる人をもてなさなあかんからというて、もうえらい数やと思

います、100人ぐらい手伝っているんですか。

もう端的に、この間の監査委員の報酬を仮に置きかえたとします。そうしたら100人に5,500円1日、日当渡したら幾らになるんですかという話です。まちはその分、言うたらありがたいことにお金を使わずに済んでいるわけです、このまちの人が優しいから。でも、本来はそこまで見るべきことなんです。大の大人を100人も使っているんやから。よその会社には空で400万円渡せるんです、ここの実行委員会の人らが言うには。おかしくないですか。

祭りというのは、それこそ自分たちのまちがどうやって惹かれるかということを考えられるような時間にならなきゃいけないはずじゃないですか。だから、コンサルタントに任せたら右から左にお金が消えていくようなイメージでしか持てないんです。だから、この実行委員会の下にまた企画運営委員会があるという、何重行政やという話です。それやったら、もう役所がお金だけ投げてイベントやっておいたほうがよっぽどスムーズじゃないんですかという質問です。

何でわざわざこの実行委員会つくって、またそこに下に企画運営委員会つくって、何がしたいんやという話です。こんなものまちの若い子が疲弊して仕方がない。やりたいことやって、やった暁には上からたたかれる。まちは努力のかけらも認められず、外にお金出しておいたら済む話やないかと、そういう実行委員会ではないわけですよ、今。それにまた予算増額して、ことしは本気でやっていくんですと。じゃ、1年目何でできんかったという話なんです。そこを重々肝に銘じて、ほんまに選定からそうです、人員の。

きょう、自殺の話でもそうですけれども、どういうふうな人選をして人を選んでいるのか、当て職、当て職で無難に無難に事を済ませているのかもしれないけれども、もうちょっとまちの中を真剣に見て、どこの人間をチョイスすることがベストなのか、なぜ10年間変わっていないのか、いつやるのかという話なんです。400万円を10年間ですから4,000万円です。それで得た結果が、丸投げしておいたらええという段階なんです、今。そういうふうなことを考えて事業を見ていかないと、誰が何をやっても一緒なんです。どんな会をつくらうが。祭りの予算1個にまとめたらどうやというところまでは来たと。じゃ、次どういうふうなステップを踏めるのかということをきょう説明できなあかん。その辺を期待しますよ、課長。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

期待しますよと言ってお返しに、まことにありがとうございます。その期待に応えられますように、しっかり事務局、また実行委員会の運営に努めてまいります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

大倉君。

5番（大倉 博君） 大倉です。

今の四季彩祭の関係でついでにというか、これ本当に坂本議員言うように、会員がこれ17の会、物すごい数なんです。何か誰がどうなっているのか我々もわからない。まちづくり株式会社、商工会、一般観光笠置、町議会、いろいろずっと並べてわからんような組織もあるんですけども、これそれで、これだけの組織で、ただ単に羅列していいのかどうか、本当に誰が、この中から一応1名の会長を選ぶことになっていますけれども、どこが仕切っているかどうか。

それと、もし、事業報告及び決算、もし去年のまだ決算まだかどうかわかりませんが、決算があれば報告してください。19条にはそのようになっています。事業報告及び決算。どのようになっていますか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

各種団体、いろいろイベントにかかわっていただいているというところで、数々の団体の方々に御協力していただいて、数多くになっております。

仕切りというところでございますが、実行委員会がありまして、その実行委員会に事務局規定というものを設けておりまして、そこが事務局規定という中で運営、実施、廻しております。

各イベント、実績報告、決算というところですが、昨年度につきましてはそれぞれ夏まつり、鍋の鍋-1、その各イベントごとにおきまして、この今、先ほどの実行委員会の中で実行委員会を開きまして、夏まつりは夏まつり、鍋は鍋のそれぞれの決算の報告をその実行委員会の中でさせていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 結果をいただいているんやったら、その結果を教えてほしいと、何ぼ使って、何ぼそれを教えてほしいと質問をしているわけです。いただいておりますでは、そうじゃないんです、そんな質問じゃなしに。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、すみません、持ち合わせておりませんので、また後ほどその各、夏まつり、鍋、決算打っておりますので、そちらのほうはまた御報告させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 課長、それは当然ここに資料を持ってきていただいて答弁してもらうのが筋なんです。ここの規約見ていたらそういうふうになって、今おっしゃったように、もらってとおっしゃたから、もう持っておられるのかと思って。それぐらいはやっぱり議場に持ってきてくださいよ、自分の担当の関係でしたら。それでは議論になりませんよ。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今の質問と同様なんですが、この笠置町四季彩祭実行委員会の負担金です、784万円という金額なんですが、その内容を見ると、さくらまつりが14万円です、それと夏まつりが300万円、もみじまつりが50万円、そのもみじまつりについては、いろいろ修繕等入れますと263万4,000円という金額になるんです。花火300万円、1晩でぱっと散ってしまうんです。笠置町が観光だといわれるんだったら、なぜさくらまつり、もみじまつりのこの金額、ふやそうとされないのか、どういう指導をされているのか。ただ、さくらまつり、14万円です。こういう点、予算の内訳出されているけれども、どういう観念を持って出されたのか。

できたら、私はこの夏まつり300万円、ずっと続いています、これを下げて、下げてさくらまつり、もみじまつり、町で観光のために配分を変えたらどうですかという意見ですが、どうですか、課長。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

この4つのイベントということで、それぞれ花火を打ち上げる花火の日を、また鍋は鍋の日を、それぞれイベントの大きさによってかかる費用も変わってくるというところでございます。

さくらまつりにつきましては、この笠置町、また近隣の方々に出店をしていただいて、桜の中でお客様が飲食をしたり、また出店者の方々にというような、比較的こじんまりといたします

かそういったイベントの内容、また花火のように、花火打ち上げということでまた費用も大がかりなものになってきております。そういった4つのイベントの中にそれぞれ金額の大きい、また少ないというものもありますが、先ほど来、御質問もありますように、イベントの仕組みと申しますか中身自体も、この費用等を考えながら、また再度検討し直すといえますか、その実行委員会の中でイベントの中身自体も考え、そして必要などころには必要なお金をつけていくという、そういうことで進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、報告をもらったんですが、私は1晩に300万円支払うんだったら、もっと観光を笠置で売り出すんだったら、さくらまつり、もみじとか、やはり1週間、2週間かかるそういう事業のほうに金額を配分してもらいたいという要望ですので、できるだけ善処してもらいたいと思います。

それで、あとページ80なんですけれども、ここに2,350万円の改良工事代が出ています。これ内容はどうこうあれ、区並びに周囲の住民に十分な説明をされ、この工事を開始されるのか、その点どうかお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

事業費といたしまして2,350万円ということで、これは主要事業調書にございます町道笠置有市線道路改良事業のことだと思います。この事業につきましては、本事業は、本事業について十分説明が行われているかということでございます。

本事業につきましては、平成25年に事業採択がされ、予備設計等が行われております。そして、現在に至っておるわけでございます。事業が採択されるに当たりましては、地元からの要望ということで、地元の方への周知なり説明、了解は得ていたものと理解しております。事業が進められているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

39ページのかわまちづくりについてお聞きをしたいと思います。

予算書ではコンサル委託ということになっておりますけれども、事業調書のほうを見ますと社会実験も行うようにも読み取れるんですけれども、中身について、今回は計画を作成していくという、そういった内容なのかどうか。そうじゃなくて社会実験も実際、踏み出して

くのか、その点を確認したいということと、先ほどキャンプ場、スポーツ聖地づくりの話ではキャンプ場の利用が1万4,000ほどふえているということを言われましたけれども、大事なはその先の、それが実際に計算をしてみたところ、シミュレートしてみたところ本当に事業として成り立つのか、そこまで踏み込むことだというふうに思うんですけれども、このかわまちづくりでも、今回、この費用でそういったシミュレート、どういった収益が上がるのか、いわゆる河川のオープン化をされてどういう収益が上がってくるのかということも、この事業で明らかにされていく、調査されていくのか、その2点をお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

かわまちづくりコンサル委託料ということで、39ページに掲載させていただいております300万円の件でございます。

まず、この内容と、あとじゃ、シミュレーション、どれぐらいに経済波及効果があるのかという御質問だと承っております。

内容につきましては、まず来年度につきましては、実際に社会実験に取り組む計画をしております。今、淀川河川事務所、また京都府などと連携をしながら進めてまいります。最終的なかわまちづくり、河川管理上の必要なハード整備というところでありますが、そこに持っていくためには、まずその河川敷、何がどのように活用され、どのようなにぎわいがあり、それがどういった形でまちづくりにかかわってくるのか、そこが重要なポイントというふうに聞いております。

こういったスキームの中で、今年度、31年度でございますが、31年度につきましてはまず社会実験をして、その社会実験の中身でございますが、まず協議会をつくり、協議会というものも、その淀川河川、また京都府、町、町内の経済団体などが構成します協議会をつくり、その協議会のなかで河川の運用の方法、また社会実験でございますので、その出店される方々の取捨選択と申しますか、そういったところに取り組んでいきます。

この社会実験をした結果、じゃどのようなにぎわいができたのか、そのにぎわいというのは、一概に入り込み客数でわかるところでございますが、じゃ実際にその河川の中で収益が上がるのかといったところは、その出店者の方々に確認する必要があります。その何人が来たかというその数値的なところ、あとそのどれだけ収益が上がっているのかという両方、両面を見るのがこの社会実験の内容となっております。

収益につきましては、例えば今現在、笠置町、入り込み客数が25万人という数値がございますが、その25万人1人当たりの消費単価が例えば3,000円といたしましたら、7.5億円という消費額がございます。そこを30万人、25万人を30万人に伸ばす、またそこを、消費額を3,000円をまた5,000円に伸ばすといったところでシミュレーションというものを実際にこのイベントを通じながら今、計算をしている、そういった中身でございます。

ですので、このコンサル委託料としますのは、その社会実験の協議会を動かす費用、またそこには専門的な知見が必要となってきますので、やはりそういった専門的な知見につきましてはコンサル、事業者の知見も、知恵もいただきながら、実際に動かしていくのはその協議会の中で動かしていく、そのような形でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今、25万人で単価を掛けられて、これぐらいのお金は動くということを言われましたけれども、それはどなたでもすぐ計算できる話であって、大事なのは先ほども指摘したようにその先にあるというふうに思います。

それで、社会実験をするに当たっても、やっぱりある程度の想定なり、出店者が本当にあるかどうか、どういうところに募集をかけていこうとか、ある程度のアウトラインといいますかというものを持ってから臨むものではないかなというふうに思うんです。今の段階ですと、これ出店も実際あるかどうかわからない。実際どういう業種が入っていけるのかというの、これからオープン化ということですから、本当にこの業種は入っていけるのか、いけないのかということも検討されているのか。なかなか計画と実施を同時に踏み出そうとしていて、大分無理な感じを受けるんですけども、その点についてある程度のアウトラインなり検討なりは既にあるのかどうか、その点お答えいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

アウトラインというところで申しますと、まず一つはその社会実験という、そこはもう河川敷に特化した中身です。それをもう少し面を広げまして、官民連携プラットフォーム事業ということで、そこは駅前といった温泉なり駅、またキャンプ場、それでボルダリングエリア、カヌーといった少し面を開けた、面を広げる、そういったところの連携というところで今、検討をしております。

具体的に、じゃ今、何も決まっていらないのかと申しますと、まだ協議会が正式に今、設立できておりませんので、詳細なところというものはあれなんです、先日、3月の上旬に大阪のほうでその官民連携のサウンディング事業というものがございました。笠置町が今、とりくんでいるところ、その案件を民間事業者が聞きにくる、意見交換をする、意見対話をするというところで、数社、アウトドアのメーカーも来ていただいております。この河川敷の社会実験といったところにも興味を示していただいております。

また、昨年来から、官民連携の事業の中で、笠置町のほうから各アウトドアの業者さん、またほかのイベント業者さん、いろんなアウトドアスポーツ、また温泉業者もそうですけれども、いろんな民間さんにお声がけもさせていただいております。そういった中で、数社、この社会実験の中に興味を示していただいているところもございますので、今、何も募集してもゼロというところではないというところが今現在、お答えできる範囲でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今、これからオープン化というふうなイメージでいるんですけども、もう入ってきている業態に種類とか、もうそこで商売をしてもいいと、こういうサービスを提供してもいいという種類がもう既に決まっているというふうに考えていいんでしょうか。それはこれから協議会の中でどれを許可して認めていくのかというふうになっていくのか。今の話ですと、これからだというふうなイメージを持っていたんですけども、もう既にそこまでお話が行っていて、ある程度民間の方のお声がけも済んでいて、めどは立っていて、あとは具体的な出店の費用とか出店の方からどういうものを売っていくのかを実際にやっていくような、もうかなり進んでいる段階と考えていいのか、そこを再度答弁いただきます。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

最終出店者の業種、また利用料金などは協議会の中で決めさせていただきますので、今現在、事務局、その協議会を設立するに当たり案という形で現在、考えているところがあります。もちろん、その中で商売といたしましても、何も町外からの方々を呼び込むのが目的ではございません。今、その河川敷の活用方法として、今はできない、河川占用を受けて収益活動に持っていけない、そういった活用の方法を変えていくというのが今回の目的であります。

淀川河川事務所としても、これが第1号ということになっていきますので、そこは今、笠置

町と淀川河川事務所、また京都府なども含めながら詳細な事務のやりとりをしているというところで、今現在、事務局案として持っているのが、その利用料金の設定なり職種、業種の方々というものは持っておりますが、最終的に決めるのは協議会の中で決めていくということでございます。

といいますのは、でもキャンプ場、河川敷が場所でございますので、そういったアウトドアの方々、アウトドアに来られる方々に好まれるような、そういった業種がやっぱり必要じゃないんじゃないかなということで、今、頭の中に描いているものはありますが、最終的には協議会の中で決めていくというところでございます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 河川のオープン化につきまして、一番やはり肝心なのは、地元のためになる、そういうことが私は大前提だと思っております。特に、笠置町における若い人たちが、毎日じゃなくても、せめて週末だけでもここでいろんなパフォーマンスをしていただける、そのような私は出番だと思っております。

いずれにしましても、笠置町のためになる、そのような視点でこれは頑張って取り組んでいきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

サテライトオフィスの誘致から広がる持続可能な地域づくり事業なんですけれども、先ほど副町長、今、目ぼしいところが2社ぐらいあると。それは一体どのような会社なのか、ちょっと具体的に説明願えるような範囲で教えていただけたらなと。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在、利用したいという意向といたしますか、お申し出をいただいている業種に関しまして、お答えできる範囲のことをお答えさせていただきます。

2社のうち1社はIT関係の会社でございます。京都府域外の方で、笠置町であったり京都であったり、関西のエリアで大変関心を持ち、またそういうエリアでの仕事の実績をお持ちのところということでございます。

もう1社様は、京都市内に本社を置く、都市計画であったりまちづくりであったり、そういったところを主たる業とする企業様でございます。

以上のような方々にお越しいただけるということでございますが、私たちも、こういった

企業様に関連するクライアント様にもお声がけさせていただき、有効にサテライトオフィスを活用していただけるようにまた働きかけを強化をしていきたいと、このように考えております。多くのそういう業種の方々がコラボできて、新しい価値が生み出される。小さいですけども、何か知恵が出てきたり価値が出てきたりという、そういう空間になるように我々もコーディネートしていきたい、そういうように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。

あそこは管理、指定管理条例も通っているんで、その指定管理を望んでいるのか、それともあそこの本当の店子を今、声かけているのか、どっちの部分でお声がけしているのかというのは少し気になっていまして、皆さん御存じのとおりずっとあいています。お金つけて触りました。2, 200万円でしたか。その中で、やっぱり1日も早く何か灯がともることを考えないといけないという状況で、どういうスタンスで借りてもらうのか、指定管理はどうするのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、入居を希望されている2社様は、そこを使いたいという、店子といいますか入居者でございます。そこをどう管理していくのかにつきましては、議員が御指摘されたように、やはりそういったものに長けたコーディネートができる、あるいはうまく活用を廻していける、またいろんなところに呼びかけができる方々に指定管理をお任せするのが一番いいだろうと。役場が直接あちらまで行っているいろいろやるということがなかなか困難な、やはり距離感であったり物理環境がございます。

また、このサテライトオフィスだけではなく、他の町が持っております施設も含めて、ではもう少しまとまった形で指定管理をお願いできないかということも当然考えていかなければなりませんので、しかるべきそういった団体であったり、あるいは企業様に指定管理に参画できるよう、もう少し全体的な指定管理の枠組みを考えさせていただきたいと、そのように思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 幅広い指定管理をしてほしいというのもよくわかるんですけども、僕ら住民側から思うとすれば、やっぱり1日でも早い利活用も望みますし、本来あそこのイメージとしては、あのときの流れでいうと、やはりまちづくり会社が店子を受けて、指

定管理を受けて、自分たちが発信しながら笠置の中の経済を動かせる方法を考えていくというのが多分大前提のうちの一つやったと思うんです。だから、あの時期に駅前整備とあそこの整備が始まったように思っているのも、本来のその趣旨じゃないですけども、それは変革していてもいいことなんですけれども、まちづくり会社のあり方も含めた中で、やっぱり地元の企業も育てなあかんというのが大前提にあると思うんです。

だから、なぜ今、まちづくり会社があの規模でとまっているのか。だとすれば、じゃどういいう人が指定管理に来れば、いろいろ今、物件ありますよね、あれがまともに動いていくのか。僕らの目に見えて。そういうところにきちんとフォーカスして事業に取り組んでいってもらわないと、やはりこれも何に消えた金かというふうになっていきますので、1日も早い利活用、声上げてくれるところがあるんやったらすぐプロポーザルかけるとか、そういうふうな前向きな動き方は切に願います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問、また御意見に関しましてお答えをさせていただきます。と思っています。

おっしゃるとおり、まちづくり会社がこのような状態の中で、なかなかやはり自立し得ない状況にある。やはり意図的にそのまちづくり会社を動かすということをやっつけていかないと、この状態が鳴かず飛ばずになる。また、その人材も育たないし、人材を投入しても動かないということになろうかと思っています。

今、指定管理という方法を一つ御提案いただきました。私たちも当然そこは視野に入れておりますし、先般、条例で可決いただきました運動公園であったりこのサテライトであったり、またいろいろと駅前のステーションであったりチャレンジショップであったりと、さまざまなそういったところを連結させていける、そういうところでないとやはり難しい。そうになると、やはり町内のまちづくり会社に汗をかいていただく、頑張ってもらいたいというのが一番よいのではないかと思いますが、そこを私たちもどう支援できるのか、これからは本格的にやはりそれを目的といいますか目標として取り組みをしていかなければならないんだろうなというふうに思っております。

この相楽の東部で、研修モデルコースの御案内とともにサテライトオフィスの内容も御紹介いただいている、まさにこういったことがコーディネートできてこそ指定管理者として町内に利益をもたらせる、そういうような存在になるのではないかと思っていますので、そういう方向へ指導、指導といいますかお話もさせていただき、誘導できるように頑張ってい

きたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

先ほど質問したんですけれども、回答出ていないんですけれども、どうなんですか。私はこの金額、改良工事、金額を反対しているのではないんですよ、これについて区、先ほども言ったように区並びに周囲住民に十分な説明をされて工事にかかれるのかどうかと聞いたんです。されたんですか、されないんですか、ただそれだけ聞きたいだけです。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

町道笠置有市線の拡張要望につきましては、昭和のころから解放同盟、部落解放同盟笠置支部から要望されてきたようでございます。当時は、一定線形も書かれておりました、書かれておったようでございます。しかしながら、用地の面で住まれている方等がおられる関係から、なかなか進まなかったと聞いております。そういった地域改善対策事業の残事業が、現在、こういう形で実施されているということです。

同和対策事業の施策がなくなってから、一般施策で対応していくということが国の通達等となっております。そういった中で、現在、社会資本整備総合交付金を活用いたしまして事業が進んでいるところでございます。

第1工区の用地が協力を得られる、循環バスを通行してほしいなど、地元の要望が上がりまして、そういった中で解放同盟笠置支部から要望されてきた事業であると聞いております。そういった地域改善対策事業が、支部が窓口になって要望されてきたという経緯がございます。そういった中で、一定、地元のほうでは説明され、理解された中で進められてきたというふうに理解しております。以上です。

議長（杉岡義信君） 答弁漏れか。課長、また答弁漏れ。

建設産業課長（石川久仁洋君） すみません、答弁が少し漏れておったようでございます。

地元の方へは一定理解をされるよう、こういう形で事前に理解をされてきたと、説明をされてきているものと町は理解しております。町として特段こうです、ああですということじゃなしに、こういった要望が上がる段階で地元のほうは当然、理解なり周知がされてきておるものというふうに理解しております。以上です。

（発言する者あり）

建設産業課長（石川久仁洋君） 何遍も申しわけございません。

本体工事につきまして、実際の拡張工事の具体的な設計ができましたら、また地元の支部の方とも、役員さんとも調整しながら、そういった工事の説明というのを今後、実施する前に説明をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

そうすると、結局まだ区とか周囲住民の方にはまだ説明されていないということですか。どうなんですか。今まで課長から報告されたのは、そんなことは私はわかっているんです。しかし、かかるとなれば、予算が組まれた以上はかかるということが前提ですので、だから何回も言いますように、区並びに周囲の住民の方に十分な説明されて開始されると思うんですけれども、その説明はできたかどうかと聞いているだけです。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

現段階では、工事の具体的な詳細設計についての説明はまだできておりません。現段階といたしましては、今、立ち退きをお願いしておるところを立ち退いていただき、それを撤去していただいてからのり面対策、のり面対策にかかわる設計を行い、その工事が実施されて、工事、のり面対策が完了してから実際の道路拡張の設計に入っていく、工事に進んでいくということになります。

今回の31年度につきましては、公有財産の購入等、補償等で立ち退きをしていただく予算、それからのり面対策の設計をするという段階まででしかございませんので、具体的に道路の拡張工事というのはまだまだ先の段階ではございます。そういったことが具体的に詳細設計ができましたら、また支部の方々とも調整しながらそういう説明に取り組んでいくことになると思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今の件で、これ29年3月議会で大分議論したんです。そのときに、課長が違うかったんですけれども、この議事録を読んでいただきましたか、29年3月、大体全て書いております。ちょっと言いますと、やはり地元の説明というのは検討していきたいと書いております。もっといろいろ書いています。この工事によって、町が何らか施工したことが起因するものであれば責任は負うとなっております。こういうふうには書いていますよ。私、そんなこと言うていませんから。そして、大事なことが今、3棟だけですけれども、ここでは7棟ほどに

なると思いますと書いております。7棟、7件。今3件ですけれども。だから、そういったことも答弁されておるんです。

だから、本当に今おっしゃったように、区との全体の話が本当にいろいろされているのかどうか、それが不思議なんです。だから、いろいろこのまた帰って見てもらったらわかりますけれども、答弁、質問やっています。私だけじゃなくて二、三の方が質問されております。この議事録を一遍よく読んでください。精査してください。

そして、先日、今、擁壁というかそういうことをちょっとおっしゃたので、先日、ある家の方の奥さんが私に、天気の良い日に一遍見に来てくださいと、そこは道路より下のところで、その今、宅地が立ち退き等じゃないところなんですけれども、コンクリートの、当時の施工というのはどうなっているのかわからんけれども、あんなの当時できたんだと思うんですけれども、コンクリートの、コンクリートを積んだような感じで、そのコンクリートの間に水が、ええ天気の日でも出ているんです。わざわざ天気の日に来てくださいと。そして、もう一つの下の家は、もちろん同じように擁壁高いで物すごい水が、当然あの抜きのところも出ておるし、そのコンクリートの間からも。ええ天気の日ですよ。

それは、私、考えるのには、去年21号の台風ありましたね。課長、あのときは見に行っていたと思いますけれども、こういうところで樹木が、大きな杉が何本か、30本、40本倒れました。あれを考えると、御存じかと思えますけれども、上に亀裂が入って、その水が地下を通ってその根っこをやられて木が倒れたんじゃないかと私は、推測ですけれども。

だから、地元の方がおっしゃったように、やはり上のところをやはり工事というか見に行つて、私にもちょっと見には行ってほしいとおっしゃったんですけれども、まだ行ってないんですけれども、やはりそういったところから。普通は台風とか来たら表面に水流れるんですけれども、その下から来て去年の台風で樹木がその辺だけ四、五十本かな、倒れたんじゃないかと思うんですけれども、それは私の推測ですから何とも。私、地質学もそんなの経験ありませんから。

だから、まず一遍、この工事やる場合は、今まで地元の方が言われているとおり、やっぱり上のところを一遍どうなっているかというのを、課長は行かれたかどうかわかりませんが、部下の方は行かれているような話は若干聞いているんですけれども、だから、そのところをまず手入れしてからじゃないと、本当に今度、ことし台風が来た場合に、大雨が降った場合に、今度はその土砂がどきっと下に、それはおどかすわけじゃないです、私素人

ですからわかりませんが、そういうなる可能性があるのではないかと心配するんです。地区の人は。

だから、まず一遍その、京都府とかほんまの専門家の方に見ていただいて、その擁壁の水が、2軒だけですけれども、見たのは。そのほかでもあるかもわかりませんが、だからそういったところをまず一遍、一番大もとのところを調査を一遍してください。それから進むなり何かしてください。私もその擁壁上っていこうと思ったけれども、なかなか三、四十メートル上にそういう亀裂があるらしいですけれども、私もはっきりしませんけれども、どうですか、一遍それをまず。そうじゃないとやっぱり安心・安全。どさっといった場合に下まで、————、その可能性もなきにしもあらずという感じがしました。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

最初に、29年3月議会での課長の答弁から、説明会の必要性といいますか実施につきまして発言があったということでございます。実際に拡張工事等が進むことになりまして、詳細設計ができましたら、当然、説明会というのも必要になってくるのではないかなというふうに思います。

また、町の責任というところでございます。町の責任ということで、やはり道路の拡張ということを考えている以上、今いろいろお話が出ておりますのり面対策というのを町の責任としてまず講じますと。そういうのり面対策が完全にできて、安全であるということが担保されてから、それから道路の拡張に取り組みますということで、そこで町の責任ということがあるのではないかなと思います。

また、7棟という数字なんですけれども、現在、3棟、3つの撤去をお願いしておるところです。第1工区という考え方の中で3つというのがあるのではないかなと思います。7つは2工区も含めた数でそのときは答弁されておったのではないかなというふうに思われます。

次に、いろいろ近隣の方から水が出ているとかいろんな話があるということでございます。そういったことも把握は、一定把握はしておりまして、この工事は、単に道路の拡張だけでやっているわけではございませんで、そういった関連、周辺ののり面の水路でありますとか、のり面の擁壁でありますとか、そういったところもこの工事を通じて、この交付金、財源を活用しながらあわせて実施していきたいという思いの中で工事が進められているところでございます。ですから、そういったいろんな心配されている部分につきましても、この工事の

流れの中で対応していけるものも多分にあるかと思えます。

それから、最後に言われているのは、向阪の急傾斜の地点であるかと思えます。向阪の急傾斜部分につきましては、山城土木事務所のほうに今年度の夏にも対応を依頼したところがございます。一定、応急対応はしていただき、私たちが職員が現地に入りましていろいろとできることをさせていただいたところがございます。その上部につきましても一定お話は聞いておりまして、職員のほうで現状を見させていただいております。先ほども大倉議員、おっしゃっていただきましたとおり、京都府のほうにいろいろ相談をした中で対策を検討してもらっているところではございます。

以上、そういったことを十分注意しながら工事を進めてまいりたいと思えますので、御理解いただきますよう、よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 課長、だから上の亀裂のところを見ていただいたかと、私も行ってない、聞いているんです。だから、まずそのところを直さな、下の擁壁を何ぼ直してもどさっときたら上がだめなのでということを行っているんです。だから、まずそのところをしっかりと見ていただいて、そうじゃないとあれ本当にどさっといきますよ。

去年の21号の台風では、樹木が恐らく根が洗われて倒れたと思うんです。その、こういうちょっとすり鉢みたいな、ちょっとあそここのところなっているから。だから、その辺のところを、一遍、上の亀裂が、私も実際見ていないから、行ってくれと言われていたんですけども、もし何やったら課長、一緒に行きましょうか、見に。やっぱりそれが一番大事ですよ、まずそこから始めな、何ぼ下やったかて、その亀裂が入って水が流れておったら何にもなりませんよ。それが一番重要だと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

向阪の急傾斜上の部分につきましては、引き続き京都府のほうにも依頼するとともに、十分状態を観察しながら、十分注意した上で工事なり施工に努めていきたいと思えます。

何遍も申しわけありません。今ちょっと確認したんですけれども、以前に、以前からそういうお話は聞いておったようでございます、土木事務所のほうに亀裂のほうを確認に現地のほうへ行っていただいたようなんですが、土木事務所としては亀裂の確認ができておらないということは、その当時はできておらなかったようでございます。そういったこともありますけれども、地元の方、いろいろ懸念されておりますので、引き続きこちらのほうもち

ろん現状を見せていただいて、また変調が起きているかもしれませんので、そういった中でまた今後、対応していきたいというふうに思います。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） だから、その下の工事をやる前には必ず上を、必ず行ってどうなっているかということ、一番重要なことなんです。何度も言います。これは29年の3月議会でも私、そういうことを言っております。ここに載っております。だから、上を直さなだめなんです。様子が、29年と今もう30年、31年、変わってきておるんです。だから、必ず一遍上を確認して、どうなっているか、本当に下から雨水がながれてどきとなったら一発ですよ。その辺だけ言って、これは私もこの29年のときに大分質問もしていますので、十分に考慮してやっていただくとお思いますけれども、もう一遍これ読んでいただいて、その辺よろしく頼みます。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えいたします。

再度、現地を確認しまして、その点、十分留意した上で工事を進めてまいりたいと思います。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

当町としては、地方創生事業をずっと進められてきて、重要な事業だという位置づけをされていると思いますけれども、その目的の一つに雇用を生み出していくということが掲げられていたと思います。

今回の本予算の中で、そういう雇用を生み出していく、生んでいくというものがどうもよくわからないんですけれども、これだけ見ていると本当に生まれていくのか、ずっと言われて、なかなか雇用を生み出したという実績はないと思いますけれども、その点についてはどうなっているのか、答弁をいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

雇用という面でございますが、ページ数74ページの商工費、負担金補助及び交付金の中に雇用創造協議会への補助ということで、先ほどもありましたように国からの委託事業で2カ月分ということの金額でございますが、この雇用創造協議会がまさにその雇用と、あと創業につながるところでございます。

先日、雇用創造協議会が主になりまして、就職セミナーというものを笠置町内で実施しました。町内から約10ほどの業者さんが来られ、また逆に就職相談というところで数名来られています。

この雇用創造協議会という中の活動を通じまして雇用を創出していくと、今回の予算の中で、雇用という面ではその雇用創造協議会が主になって取り組んでいくということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、担当課長からも答弁いたしましたように、商工会におきましても起業セミナーなどを定期的にやっていただいております。また、雇用創造協議会におきましても常に雇用を生み出す、そういう取り組みを事業的にやっていただいております。また、商工会におきましては、5年間でしたか、特にそういう雇用を生み出していく特別な事業に取り組んでいただいております。そういうことに予算をつけさせていただきまして、町としてもバックアップしている、そういう状況でございます。

もう1点、私、何回も言っておりますけれども、河川敷におけますオープン化に向けまして、そこでまた新しい企業が創出していく、そのような思いを持っております。そういうところに予算を計上しているところでございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

お聞きしているのは、その雇用を生み出していく具体的な事業の中身なんですけれども、セミナーというのは、それ自体は雇用を生み出している直接のことではないと思うんです。それはそれとしての取り組みはあると思うんですけれども、その先、その中身、例えばその内容、中身、その先としてどうなのか。

これまでも、チャレンジショップ等々、手を挙げていただいてお店入っていただくという事業もしようというのもありましたけれども、なかなかうまく行かなかったという実態もありますけれども、問題は、本当に具体的に雇用を生み出すとなると、これなら行けるというものをどういうふうにご考えておられるのか、その中身が全然伝わってきませんので、今どういう計画をお持ちなのか、どういう形であれば雇用を生んでいけるのか。河川のオープン化ということも言われましたけれども、具体的にその内容も、先ほど聞いていますとこれからやっていく話なので、どういうふうにご雇用を生み出していくと。

もう、これ地方創生も今年度始まった事業ではありませんから、その目的を達成するとい

うことを考えていかないといけないと思うんですけれども、そことの関連、これまでの取り組みとの関連も含めて一体どうなっているのか、地方創生の目標というのはただ掲げられていただけなのか、そのことを聞いているんですけれども、もう一度答弁いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 雇用を生み出していく具体的な事業を取り組んできたかということですよ。違う。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問なんですけど、恐らく、セミナーをやっただけでは仕事は生まれません。実際に仕事お越しについて、あとどのようにフォローアップしていくのか、支援制度を持って取り組んでいるのか、バックアップしているのか、そして具体的にその結果、どういうふうになったのかということなんだろうという理解をしております。

まずは、セミナーというのはその取っかかりで、やはり笠置で何か仕事をするということの可能性とか魅力といったものを感じてきていただける方、これはかなりの数の方が来ていただいています。その後、実際に笠置で仕事を起こす、そしてその方を中心として雇用が生まれていくようなところへ持って行くには、残念ながらまだ少し時間がかかるというところなんです。

ただし、そういう雇用創造セミナーでありますとか、商工会がやっている企業セミナー、そして雇用創造協議会がやっているセミナーに参加された方々の中から、実際に笠置においてお店を開き、業を営んでいこうという方が出てこられたのは事実でございます。そういう方がいらっしゃる、できたんだということをより多くの方々に周知をしながら、そういう人たちをてこにするわけじゃございませんけれども、笠置でそういうことはできるんだ、もちろんステーションもそうございました。

チャレンジショップは、まだあの中で具体的にチャレンジをしようというお店はございませんけれども、先ほど商工観光課長申し上げましたように、かわまちづくりでありますとか、あるいはスポーツ観光聖地づくりといった方向へ持っていくときに、そういうような関連企業さんにここが使えますよという具体的なアナウンスはぜひさせていただきたい。その中で、仕事を持った方が来られて、それに付随するように地元の方々の雇用もふえるという流れをつくっていきたいというのは思いとしてございます。

今の向出議員の質問に関しましては、セミナーの後のフォローに関しましては京都府の制度があり、また商工会連合会の制度があり、京都産業21の制度があり、中小企業基盤整備機構の制度がある。あらゆるメニューというものを総動員させていき、そういった芽生えた種を育てていくということで、私ども町のほうもそういう情報提供なり支援制度の活用については応援をしていきたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

当町として、行政としてやれることは、一つは側面支援という形です。例えば補助金を出すとか直接的やり方もありますけれども。もう一つは、雇用といった場合に、とにかくお店の場所を提供できればいいというものではなくて、実際にそのなりわいが成り立っていかないと、雇用を生んだというわけではなく、それはただ単に手を挙げていただいて、有志の方が自分の努力でやろうというだけのことであって、本当に雇用を生んだとそれと言えるのかどうかということがあると思うんです。

そうではなくて、例えばいこいの館もずっと観光の核だといわれて、もしここが売り上げが上がれば、1人でも2人でも従業員の需要が生まれるのか、そういう考えもあったのかなかったのか、そういう話はどうなったのか。過去の地方創生の中でも雇用創造というのは目標に掲げられたけれども、過去の地方創生の事業というものは、もう失敗した、もう切り捨てているのか、そういうことつながりも全然語られませんし、今のセミナーの話も、まさにどのようにして雇用を本当に生み出そうという中身が全然聞かれないんです。実際、手を挙げていただいた、したいという方はいたという話はできましたけれども、肝心のそのどのような方向性なり、例えば河原でもいいんですけれども、そういう河原の商売、ボルダリングやカヌーに関連した商売というものは十分雇用が生み出せるというような意識もお持ちなのか、なにも伝わってきませんので、全然イメージがわからないんです。

そして、過去の例からいけば、現に雇用を直接生んだといっても、ステーションというのも手を挙げて入っていただいてやっているだけであって、本当に笠置町が雇用を生み出したという成果とっていいのかどうか、その点もあると思うんですけれども、もう少し具体的な中身をお聞かせいただきたいという趣旨でお聞きをしていますので、再度答弁をいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問でございますが、ゼロか1かということ

を私たちはまずは評価をしたいと思っています。

これまで、地方創生の中で、当然K P Iということを掲げて雇用の創出とか、あるいは空き店舗の活用とかいうことを言われていましたけれども、その取り組みの中から生まれてきたものも当然ございます。雇用創造協議会の国費をとっての活用も、京都府の支援もありますけれども、笠置町が地方創生の取り組みをやはり一定やってきているということが、やはり評価の一つにはなってきております。

そういう施策の全体像の中で、一つ一つが成果を出せるかというところではない中で、その取り組み自体が評価をいただき、今、セミナーをやり、そして新しい方々に来ていただき、これまでそういったことはゼロだったわけなので、ゼロか、それかセミナーを行い何名か来ていただけるというのは、私は大きな違いがあるだろうと。

そういう違いを大事にしていきながら次に打つ手というのは、町だけでできることというのはたかが知れているという言い方は悪いんですけども、今、企業誘致も笠置町で何かできるかいうと、それほど企業を誘致するような場所はない。そして企業を誘致するだけの施策を笠置町は持ち合わせているかというところ、固定資産税の減免措置ぐらいしか条例上、今のところないということなので、やれることは知れていますけれども、こういうまちでの可能性を見出していただけられる場所が現にありますよと。特に観光産業等を中心としてありますよということでは積極的にアピールさせていただき、集まった方々に対して、その意向に沿うようにオーダーメイド型で企業に立地していただく、あるいは雇用についての具体的な業をなしていただく、これが恐らく今の仕事づくりの形ではないかなと思っていますので、単にこういうふうな業種さんに来てくださいますよというだけではなく、お話を聞かせていただき、オーダーメイド、あるいはテーラーメイド型で業を起こしていただく対話が必要であるというふうに考えておりますので、そういったところを大事にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

今、いろいろ向出議員のほうからも出ましたけれども、地方創生事業、これ一応、私、1 2 月議会でも言ったと思いますけれども、3 1 年度で一応5 カ年の事業が終わるといことなんですけれども、PDCAを廻してもらって、3 1 年度は仕上げの年やから、どういう3 1 年度の予算要求をしてくれるんかということで1 2 月議会でも申しましたけれども、これ今ずっと見ていると、余り総合戦略、5 カ年の総合戦略はまともに行っている項目は余

り少ないように私は見ておるんですけれども、その辺どういう仕上げの年にするのか。

それと、これ国のほうからの地方創生いうのもこの5カ年で終わりになるのか。その後はもう継続してまた出てくるというようなことになっているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

2点ございました。2点あったうちの後半のほうを先に説明させていただきますが、今のところ、国のほうで今のスタイルの地方創生をそのまま継続するというお話は聞いておりません。情報として、何らかのことはあるだろうけれども、どういう地方創生事業、あるいは地方創生にかかわる事業が国として打たれるのかについては、明確な情報はいただいております。

これで終わりになるかどうかというのは、非常にこの地方創生がもたらした功罪と申しますか、さまざまなやはり成果と課題というのが地方から出てきておりますので、そういったものを一旦内閣府で整理いただく必要があるだろうというふうに思っておりますので、次を打ち出すということについては、少し時間がかかるんじゃないかなと思っております。

それから、5カ年の笠置町の成果をどういうふうに総括をしていくのかでございます。もちろん、創生事業につきましてはP D C Aサイクルを廻していき、それぞれやはり委員の方々にお示しをし、評価をいただくということも必要ではございますが、まず内部で、私どもものほう、笠置町役場の内部で、これがどのように笠置町の政策であるとか制度であるとか事業に反映できたのかということをしっかり検証していかないと、単に事業をやりました、これだけのお金使いました、K P Iが出たか出ていないのかは別としてこういうふうになりましたという地方創生のことだけ捉まえてしまうと、本当にそれだけが別にあったようなことであって、先ほど来総合計画策定でありますとかそういう大きな流れの中に収れんできないような状況になってしまいます。そうであってはいけないというのが、今、創生総合計画をつくっていかうとするときの私ども笠置町のスタンスでもあります。

したがって、地方創生の事業というのは、あくまで通常、笠置町が行ってきている行政の中にどういうふうに影響が与えられたのかということを含めて、そういう整理をぜひさせていただきたい。今のところ、まだ議員から御指摘があったような中身がしっかりと検証はできておりませんが、31年度までやったら、こういうふうに笠置町の仕事の中身、あるいはまちの様子が変わったというようなものが、こういうふうなことでございますとい

う具体的なことをやはり出していかないと、単に地方創生はどこかの誰かがやったような事業やなというふうにして終わってしまいますので、そういうことがないように留意をさせていただきますようお願いしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

それに関連しまして、先ほどのこのオープン化、まちづくり計画検討費ということで300万円予定組んでおられますけれども、これにしても、私は監査させてもらったところからも意見を言わせてもらいますけれども、この委託契約というのはすごく多いんです、これやっていく中で。ところが、その委託契約の何をやってもらうのかという委託仕様書、委託契約の仕様書がちゃんとしたのができていないんです、はっきり言うて。そやから、結局やったけれども、何ができたのかという成果は全然出てきていない。そういう悪さはもう監査のほうでも大分指摘させてもらったつもりです。

そやから、この300万円にしても、これも事業委託料として300万円予定しておられるけれども、これ社会実験を何回、どういう内容のものを何回行うのかとか、そういうことで積み上げていかんと、この300万円というのはどうして予算立てられたのかわからないけれども、その辺をしっかりとかなないと、結局やっただけで終わるという結果になっていますので、その辺よくしっかりとやっていただきたいという要望だけしておきます。

議長（杉岡義信君） この際、15分間休憩します。

休 憩 午後2時55分

再 開 午後3時09分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

59ページの鉄道運賃補助、たかが30万円ですけれども、これが始まったときには、たしか60歳以上で12カ月やったと思うんですけれども、これを町長がこの前、京都新聞に、元気なお年寄りの活躍をという話、載っていました。だから、これを65歳以上にみんな上げて、12カ月ぐらいに今後、検討できませんか。これ従来から、これはたしか先ほど言ったように10年ぐらい前に、60歳以上が今の形になっています。だから、町長がそういう、笠置町がもう高齢化が進んで半分になっているんですから、こういった補助にもやったら、まちへ出ていろんな意味で見たら町民の方が、お年寄りが元気になられるんじゃないかと思

うんですが、いかがですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

現在、JRにつきましては70歳以上ということで、その当時、規模、対象を少なくするというので協議させていただきました。その代替に何が議論されたかといいますと、子育て医療の拡充であったりしたわけでございます。

そういう論点を別にして、もう既に何年ほど、5年はたつと思います。そういう時点修正で、新たな視点で見直すということも、これは随時やっていかなければならないことですので、ほかにも福祉施策いろいろございます。いこいの入浴券もございます。そういう御提案を貴重な意見として、今後、協議していけばいいかなというふうに思います。所管課としてはそういう考えでございます。また町長のほうで方針等ございましたら、そこは一緒に協議してやっていきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） だから、ぜひとも、もう10年前と全然お年寄りがふえているから違うんですから、その辺の旧態依然のやっぱり見直しというのは毎年やっぱり、予算つけたからじゃなしに、そういったところもやっぱりするのが行政の責務であると思うんです。だから、ぜひとも。町長どうですか、そういう考え。町長はそういうふうに京都新聞に元気なお年寄り云々とおっしゃっているから、私はこれもっと早くついているんかなと思っと思ったんですけども、旧態依然70以上。何でそういうふうな見直しを、お年寄りをそういうことを思うんやったら、こんなことがもっと見直しされなかったのか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） こういう補助につきましては、鉄道運賃補助、また健康対策分の補助、まだほかにもこういうのはあるかと思っております。その補助は、補助をしたらそれが全ていいのか、そういうものではないと思っております。その補助がどのように役に立っているのか、高齢者の方にどのように活用されどのような役になっているのか、その辺は十分踏まえてこういうことも検討をしていきたい、さよう思っております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 町長、そうじゃないでしょう。町長も余り電車に乗らないからわからないですけども、笠置に階段、私は2段飛びするときあるんです。年寄りの人、元気な人はとことこと歩いたり、それがええ運動にもなるんです。それも一つの。

大阪まで行ったら何遍階段上り下りとかするか、そういうために元気になる効果もあるんです。そして、映画館いったり美術館行ったり食事に行ったりされる場合があります。だから、そういうためにも、だからぜひともこれを65歳以上。6カ月やるけれども、6回けれども12回とか、ぜひともこれを、12月補正でも、6月補正でも何かまだ組みかえとかやっていただけたら、町長のおっしゃっている元気なお年寄りというのを、一つの方法じゃないですか。どうですかそういう、もう来年じゃなしに6月補正とか9月補正でどうですか、考える余地はありますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、大倉議員が階段のことを言われました。私、精華町へよく行くんですけども、精華町にある階段には何段、ここまで登られたら何カロリー消費されたとかそういうことが明記してあります。だから、そういう高齢者の方にとってもそういうことが一つの励みになって、そういう階段を上られているのかなと私は思っております。

今、提案いただきました件につきましては、考えさせていただきたい、そのように思っております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

7番（坂本英人君） 39ページ、総務管理費、委託料、笠置いこいの館指定管理料についてお伺いいたします。

これ委員会付託されていますけれども、当初予算に1,200万円計上されていると、なぜなのかお聞きします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

39ページの総務管理費、13節委託料、いこいの館指定管理料1,200万円ということで、先般、今現在の指定管理業者さんと、また町長、副町長、担当私とで話し合いをもちまして、指定管理料1,200万円ということで今現在、その場で合意し、契約、年次協定書の締結事務というところで今現在、進める方向で話を進めているということで、指定管理料ということは元来といたしますか、もともと話も上げておりましたように、指定管理料は1,200万円というところで今回、計上させていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 契約を締結したと聞こえたんですけども、その認識でよかったですか。質問の仕方がちょっと中途半端やったんで、ちょっと詳しく言いますと、今、委員会付託

されているのは修繕費のほうでされていますけれども、その附帯で、管理業者のほうで、今の施設では来年度からの契約は受けかねるみたいな感じで説明があったかと思うんです。その中でも、その1, 200万円の契約料が見合わないという話も出ていたかと思うんです。それがどのように契約締結までに及ぶのか。その補修の分がおりてもいないのに何で契約が整ったのかがちょっとわからないんですけれども。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、委員会付託していただいておりますのは修繕料というところで今、していただいております。今回、当初予算というところで1, 200万円ということで計上、今現在、計上させていただきます、指定管理業者との中ではその話で進めておると。

先ほどおっしゃったように、運営が年度途中で何か困難な状況が起こった場合には、その都度前向きに協議して行って、誠実に解決に当たっていくということで、そういった内容も盛り込むような形で現在、指定管理業者との中では話が進めているという現状でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 22日にも詳しく説明受けられるかと思うのであれなんですけれども、余り、1, 200万円じゃ、いいのという話で、都度都度補正をまた投下するのか、いろんな不安が、多分これ聞いている住民さんも思うと思うんです。現行、赤字も実際に指定管理業者が背負っていると、その辺もある中で、なぜ1, 200万円でけりがついたのか。3管理者で話をしたんですか。町長、副町長を含め。どういう今、流れになっているんでしょうか、町長。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先日、今、指定管理業者をやっていただいております社長、また社員と協議をさせていただきました。その中で、引き続いて指定管理料1, 200万円で行っていたことに合意をいたしました。それにおきまして、1年目につきましては多額な赤字が出ている、そういうことを踏まえまして、基本的に大前提は、やはりコストカットを大胆にやっていただいて経営改善に取り組んでいただくというのが大前提でございます。その次には、やっていただく中でどうしても困難になった場合におきましては、議員の皆さん、行政、指定管理業者交えて協議をしようと、そういうことで締結をさせていただきました。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今の話で、ちょっと不自然な点がありますので確認をしたいんですけども、確かに3月5日の時点では1,200万円の指定管理料ではちょっと厳しい、続けられないという話をされていました。はっきりと業者のほうはそう述べられていました。その後、短時間の間に、正直言いまして、1,200万円でいいですということになったということですけども、例えばお風呂の修理、修繕等をやるという前提の話でそういう合意になったのかとか、そういう何も条件はなかったのか。それとも相手の方から、もう1,200万円で私たちは頑張りますと提案されたのか、そういう話の経緯が全然説明されませんので、余りにも不自然な気がする。その説明、どのようなところで話し合いがあって、主にどういう点で互いに認識が共有されて合意になったのかというところの説明がいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） いこいの館の31年度の指定管理料1,200万円に関しましては、当初予算に計上させていただきましたとおり、1,200万円で指定管理者、現在のフェイスさんのほうでお受けいただくということで合意いたしました。

ただいま、皆様方から腑に落ちない、不自然だということを言われました。まこと私も単に1,200万円で、はい、喜んでさせていただきますというふうに先方が言うていただいたわけじゃなくて、かなり私どもとフェイスさんとの間のこれまでの意思疎通を欠いた連携に、向こうのほうも御不満、そして我々も反省をしなければならない点があり、その連携の仕方、運営におけるパートナーシップのあり方について相当突っ込んだお話をさせていただいたというのが現状でございます。

例えばどういうことかといいますと、今お話があったように修繕すべきところというのはやはり修繕をして、いこいの館の温浴施設としてスタートラインとして立てるところまでやっていただきたいという強い御要望をいただきました。これにつきましては、また修繕費についての補正予算の計上をしている、今後の、今度の委員会の付託の中で御説明をさせていただきますけれども、やはり最低限お客様に喜んでいただける施設設備についてはしっかりやっていただきたいという御要望がありました。当然、補正予算で対応できる部分とその後にはしなければならない部分というのが出てまいります。それは私どものほうも、そしてフェイスさんのほうも共通認識として、また22日にはお話をさせていただきたいと思っております。

そして、運営費の問題につきましては、指定管理料としては、私どもはもうこれ以上のこと

は出せないと、先ほど町長が申しあげましたように、スタートラインに立ち、指定管理を行って、1,200万円にのちもさちもいかない、例えば私どもが幾らメンテナンスをやっている、予期せぬ機械の故障であったりトラブルであったり、またクレーム等による風評により売上げがやっぱり伸びない、あるいはこれまでの売上げが回復できないという状況がつづくおそれがあると、去年1年させていただいて、相当そういった点で不安感も持っておられ、私どももそれに対しては共感するところはございますし、何とかしなければならないと。だから、そういうときにフェイスさんを見捨ててもよいのかということになると、決してそうではないと。そういう状況が生まれた段階で見捨てずに連携をし、そしておくれることなく議会のほうにも報告をさせていただき、対応案について提案させていただき、御理解をいただくように努力をさせていただきますと、そういうことを申しあげました。

ただ、それがもう全部オールオーケーで確約できるということではありませんけれども、私たちの昨年度の、昨年度と申しますか今年度の姿勢について相当な御批判もある中で、それを改め、一緒になって温浴施設いこいの館をパートナーとしてやっていただくという原点に立ち返ろうということで、1,200万円は御了解いただいたということでございます。詳しくは、また22日に具体的なことにつきましては、私どものほうも、そしてフェイスさんのほうも実情を述べられると思っておりますので、ぜひ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） じゃ結局、来年度は補正で赤字対応をするというような聞こえ方を僕はしたんですけれども、そういう認識でよろしいでしょうか、町長。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、副町長が答弁いたしましたように、やっていただく中で想定外のことが起こったり、またいろんな機械が故障したり、またそういうことが起こって経営がかなり苦しい、悪化した、そういう場合とかにおきまして相談をさせていただくということで了解をさせていただきます。それが補正という形になるのか、どういう形になるのかはちょっと今、わからない点もあるわけですが、何らかの協力をさせていただく、そのような今、考えでおります。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 補正で対応するのか、どういう形になるのかわからへんという、ちょっと僕はその答弁が意味がわからないんですけれども、基本的に、去年の段階で町長はもう赤

字補填は一切しませんと。機械とか云々かんぬんのトラブルについては、これはその指定管理業者の話じゃないと思っているんです。基本的には。契約にもそう書いてあるはずやし、10万円以上のそういう施設設備に対しての支出というのはまちで見ないといけないというのは書いてあると。

今年度においては、指定管理業者がそれを望んでいたこともまちはやっていなかったということがその原因であると。それが、もうずっと前から言われているような修繕内容にもかかわらず、この来年度の当初予算にも上がってきていないのも事実であると。そういう部分に関して出た損害は、またまちが補填するという話に今、聞こえているんですけども、違うのかな。

例えば、まちが元来ずっとどこどこが悪い、ポンプが悪いとか排水が悪いとか配管が悪いとかいろんなトラブルがあった中で、業者に損害があった場合は補正なりそういうもので対応するというような聞こえ方をしたんですけども、僕は聞いているのは、基本的に今ある赤字というのはそれだけのものなのか。それとも、そもそもいこいの館の指定管理料が1,200万円では見合わないのか、そういう話だと思うんです。違いますか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 今、坂本議員より、指定管理料が1,200万円で見合うものかどうかというお話がございました。

恐らく、今、フェイスさん、業者の思いとしては、自分たちが1,200万円をこれをやれというふうと言われても、これは難しいというふうにお考えだろうと思っております。それは、本年度、相当厳しい環境の中で頑張っていたいただいてもなお業績回復ができなかった。当然それは私どもの施設設備のメンテナンスやら修繕費やらの怠慢というものが大きな原因であり、風評的に客足が伸びなかったということであり、フェイスさんの運営による赤字ということではない、ある意味損害という意味、あるいは売り上げの補填という意味合いというのが当然強くなってまいります。

ただ、1,200万円の指定管理料が、じゃスタートラインに立ったいこいの館の本来の姿に戻ったとき、それがだめなのですか、行けるんですかということに関しては、フェイスさんと一番最初お話をさせていただいたときに、多少赤字は出るかもわからないが、1,200万円で何とかここは乗り切れるんじゃないですかということをおっしゃっていただきました。ただし、それもフルスペックでしっかりとした環境があって、自分たちの思うことが存分にできてということが前提でありました。そこがフェイスさんが言われるスタートラ

インであるということをおどももちゃんと聞かせていただきました。当然そこへ持っていかなければ、フェイスさんに嘘をついたことになると思いますか、だましたことになってしまいます。それはやっぱりあってはならない。

できる限り思い切った運営ができるような環境をぜひ提供させていただき、まずは1,200万円というのは、もうこれは申しわけないんですけども、フェイスさんとはこういう話で進めましょうと。そして、スタートラインに立って思い切りやっていただいて、当然、業績回復ができないということも予測されます。そのところで、私たちは正直にもう委員会のほうに報告させていただき、御相談させていただき、どう対応するのがいいのかについて、ぜひ協議をさせていただきたい、このように思っております。それが補正予算の対応になるということも当然考えられます。赤字補填ということじゃなく、むしろそういうものではない原因で生じた何がしかのやはり売り上げの損害といったようなところの意味合いが大きいんだろうと思っておりますので、ぜひそういった点での対応の御理解をいただけたらなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 今の副町長の話ですと、今年度、フェイスが負った赤字というのは笠置町に原因があると。笠置町の運営の仕方が余りコミュニケーションとれていなかったがために背負ったマイナスであるというふうに理解せざるを得ないような答弁でした。

スタートラインというものが、今、行政が考えているスタートライン、指定管理業者が望むスタートラインというのはこういうところにあるというのを一つお伺いしたいのと、先ほど言ったように、今年度、赤字を負ったのは笠置町の責任があるということをお認めしたという解釈でよろしいのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） まず、今年度、フェイスさんが思うように運営できなかった原因の大半は、やはりスタートラインといったところの認識の違い、我々も寝湯であったり打たせ湯であったりといったものが使えるんだろうというところだと思っておったわけですけども、現実にやはりそれが使えないと。フェイスさんもそう期待されておられました。だったらそれを元に戻すということが、あるいはそれにかわる何かをするというのがやはり設置者側の責任ではあります。そういった意味で、私たちがその責任を果たしていなかったというのは非常に大きいところがあります。

フェイスさん御自身も、御自身でできなかったこともいろいろあるということはおわれ

ました。計画書に書いてあることが全部できていなかったということも当然フェイスさんもお認めになられましたし、そこに努力不足があったということも言われました。それはいろいろと意見のすり合わせもさせていただきなきゃなりません。

ただ、スタートラインとは何かということについて、十分すり合わせをしておこなったというところが、そもそも一緒に手をつないでいきましょうねというところができなかったところであり、先般、お話し合いをさせていただき、かなり長い時間かけて、お客さんがまず喜ぶというところに焦点を当てれば、それほど多大な経費をかけなくてもこれができる、あれができる、これも可能性があるという具体的なことをやっとうっくり今お話できたといえますか、そういうことができたのじゃないかというふうに思っております。

私たち自身が気づけなかったこと、先方が奈良健康ランドで培われたアイデア等も十分聞かせていただきました。これならできるんじゃないかという具体的なところが幾つも出てまいりました。そういうところを共有し、具体的にそれを整えていくことがスタートラインに立てるんだということも両者の間で認識として芽生えたわけでございます。ぜひそういったところを私たちはスタートラインと決めて、その整備を進められるように御相談をさせていただきたいと、このように思っております。よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

スタートライン、スタートラインとおっしゃるけれども、もう去年がスタートラインやったんです。それで1年やってきて、赤が1, 000万円ほど業者さんが。だから、5日にみんなの前でこのままの状態やったらもう撤退しますと明言しはったんです。それが不思議なんです。さっきちょっと不可解という人おったけれども。

それと、もう一つ不可解なのは、9月末に修理のとかできて、260万円ほど払ってくれと契約上になっているのに、いまだに払わんと、150万円言うてきたやつがいまだに予算化もされていない。それすらないのに何で本当に、我々信頼できへんのです。だから、それはまた22日にやりますけれども、260万円の支払いもよう、260万円言うとして150万円、ここにもおりますとか、そんなあほな話、ばかなと言うたら言い方悪いかわらんけれども、そんなことあり得ないですよ。だから、その辺のところ、しっかりとまた22日にやらせていただきますけれども、どこでどう、1,000万円やったらやらないとおっしゃったのに、本当にそれやるとおっしゃっているんですか。もう一度、すみません。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） フェイセスさんとお話し合いの中では、1, 200万円で31年度されるということは確認をしております。

フェイセスさん御自身が悩んでおられる点というのがありまして、自分たちが、何というんでしょう、先ほど撤退というお話がございました。責任を持って2カ年やるというふうに言うときながら、もう非常に運営状況厳しくなった段階で撤退ということが許されるんですかというようなお話がございました。私どもは、協定書の中に事実上そういった停止条項と申しますか、指定の取り消しを申し出るとはできると書いてありますので、もしそういうことになったときには遠慮なく申し出ていただきたい。それでもなお、まだ頑張れると、ただし頑張るに当たってはこういうふうなことが必要でありますというような御要望があればそれはそれで聞かせていただくということで、1, 200万円で何が何でもやりますということじゃなく、その御理解いただいた背景には、そういったことに対する疑問にお答えをさせていただき、また先ほど申し上げましたようなスタートラインといったものをしっかり立て直す。さらに、損害と申しますか、9月のポンプで売り上げが減少した分をどう補填されますかということについては、数字のすり合わせも先般させていただきまして、これは補正予算に計上できませんでしたが、改めて22日に次の段階で提案させていただきたいということで御提示させていただきたいと思っております。

なお、フェイセスさんのほうからまたいろいろお話もありますが、私どももこの30年度に生じたそれ以外の、いろいろな売り上げが伸びなかったことに対する補償的な問題についてはどう対応するか、今まだ結論出ておりません。ただし、それも正直ベースでもうお話をさせていただき、どう取り組んでいくのがいいのか、私どものほう相談させていただきながら議会で御検討いただきたいと、そのように思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、違う視点からまた。

午前中も出ていましたけれども、地域おこし企業人負担金1, 400万円、3年間ということ……

議長（杉岡義信君） 大倉さん。

5番（大倉 博君） 30年度に1人やられた、その人の結果というか経過、どのようなことをやって成果が上がっているんですか。

それと、もう1点は、これを3年間やった場合に、この人らが終わられたら、どうせ町の

職員がその事業を引き継ぐわけです。そういうことのわけでしょう。だから、今持っている人がほんまに、この4人の人が引き継いで3人やられて、4人やられて、あと町の人が引き継ぐというのにはあり得るんですか、そういう事業が。今、手一杯やと思うんですけれども、その辺のところどのように考えておられるのか、その2点。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 地域おこし企業人のことでございます。

まず、今年度来ていただいた方、成果はどうでしたかということですが、大変大きな成果を出していただいております。

まず、私どもがこれまでプロモーションに行けなかった場所に随分出て行っていただいております。例えば東京でありますとか、今回も名古屋のほうに今、行っていただきまして、旅祭といったところで笠やんと一緒にプロモーション活動をしていただき、大変中京圏からのお客さんにとって笠置が近いということで、好評であったというふうに思っております。そういったなかなか職員だけでできないところを、旅行会社に籍を置かれていた方としての、ここへ行ったらマーケットとして有効だよというところで行っていただいたことも、これは大きな成果でありますし、また都市のその交流といったところをフォーカスして、ぜひ笠置の持っているよさを都市部の方々に体験いただく。特に子供たちに体験いただいて、それをプログラム化しましょうということ具体的を今、動いていただいているということで、このことを今年度、事業化をしましょうということで御本人、そしてバックにおられる会社の方ともお話をさせていただいているところでございます。

また、3年という期間でございますけれども、企業人のこの3年間というのは、同一企業からの3年間ということでございまして、同一企業でない場合には企業を変えて、例えば3年の区切りを1年ずらしながら五月雨状に企業の方々に来ていただくということが可能でございます。現在、国の制度としてはそういった運用もできるということでございますので、それを活用していきながら、町の職員ということの育成も当然図っていきませんが、その手に負えないところに関しては、引き続き企業人の方にお問い合わせする場面も出てこようかと思っております。

可能な限り、来年度から3年間というのは人材育成の観点も含めて、企業的な目線、マーケットの目線、そして事業というものをどう組み立てていったらいいのか、そういったところのノウハウを吸収できるようにし、ぜひ職員がそういった方々にかかわれるような活動ができるように育成の観点からも頑張ってもらいたいと、そのように思っております。以上でござ

ざいます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

ページ80の3目の15節なんですけれども、ここで笠置山線改良事業100万円見てあるんですけれども、これはどういう工事をされるんですか。

といいますのは、柳生から出てくる新道が開通します。それがずっと来ると、非常に危険な場所が多々あると思うんです。そういうところの工事代か、またはガードレール等の設置代か、この使用用途を説明をお願いします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

笠置山線改良事業で100万円の予算計上をしております。これにつきましては、あくまでも交付金の国への要望事業単価をそのまま上げさせてもらっているところではございますけれども、使用の用途としまして、笠置山線改良工事附帯工事ということになりまして、ガードレールにつけます反射板、これをデリネーターという反射板をつけたり、先ほど危険であるというお話もありましたように、街灯であったり区画線であったり、工事を分けてする場合は完了後、いろいろ追加が出てくるかと思えます。そういったことに交付金がつきましたら、こういう形で活用していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今の笠置山線の関連について、前回、29年6月にもらった資料では、これ100万円とちょっと違いますけれども、課長はこの前、そのときには駐車場を舗装して5メートル道路をやるとおっしゃっていたんですけれども、この前は舗装しないというようなたしか言い方やったと思うんです。本当ですか。やはり、町道と府道と舗装しなかったらどうなるのか。あといろいろ言いたいけれども、この点だけ答弁願えますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えいたします。

私、説明がまずかったのかもしれませんが、舗装は行いたいと思っております。ただ、5メートルの町道そのままの幅員を使った道的な道をつけますと、少し厚みが出たりしますので、道としての舗装、道としてというか幅員の舗装は行いませんけれども、一定予算の範囲内で可能でありましたら舗装等を行い、今、舗装等を行って整地は考えております。

以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

わかりました。その辺、舗装ね。町民の方もそういうことをおっしゃっていましたが、そのままではおっしゃったので質問させていただきました。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

確認のためちょっと質問します。

66ページの峠火葬炉撤去工事、これ先ほどの説明では、今ある峠15番地の火葬場じゃないに、前からあったところという話やったけれども、これはどこにあったのか。それと、なぜ今まで放ってあったのか。それから、敷地なんかは個人の敷地か何か知りませんが、その辺の敷地料とかはどのように対応されていたのか、この辺についてお伺いします。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 西岡議員の御質問にお答えいたします。

予算を上げております火葬炉につきましては、水道の施設の奥側にれんがづくりの火葬炉の未完成のものがございまして、それを撤去するというものでございます。

現在、条例のほうにございます火葬炉は、45年のほうで制定をされておるんですけども、その前にその火葬炉の工事をされたようございまして、それで反対が起こりまして、それで代替として今の峠の15番地が提供されて、そちらに火葬炉つくられたということでございます。

土地につきましては、19番地の1につきましては笠置町の土地でございます。そういうことで、そこに……。撤去する土地は笠置町の土地でございます。

それで、ですから付近の、隣接の方の御要望とかもございまして、撤去してくれということがありまして、それをつくったのが40年代なんですけれども、今までそういう形で放置をされておったということであるんですけども、前の方とかもここを撤去するというようなことで住民の方とも合意をされておったようございまして。そういうことで合意をされておって、なかなか撤去ができていないからということで再度、要望に来られたというような状況でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

75ページの観光案内所運営委託、下のほうに30万円。この前ちょっとお聞きしたんですけれども、これをたしかいこいの館に持っていくという話だったと思うんですけれども、これ何で観光協会があるのに、何を委託されるのか。

それと、もう一つ、これを協力隊の人にやってもらうようなことをたしかおっしゃっていたと思うんです。なぜこの協力隊、役場の補完みたいな形で使うのか、使うというか、言い方はちょっと変やけれども、使われるのか、その辺のところがちょっと疑問なんです。

協力隊というのは、私は移住・定住が目的だと思っておるんです。笠置町に来て生活できて、そういう形の人だと思うんです。だから、なぜ協力隊の人をそういうところというこの2点。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 失礼いたします。

また後ほど町長、または担当課長のほうから説明させていただきます。

地域おこし協力隊員は、当然、地域おこしという幅広い業務を担当していただきます。今回、地域おこし協力隊員として新たに4月から任命を予定している方につきましては、実は大変海外経験が豊富な、ある程度年齢の高い方でございまして、ぜひ笠置でそういったインバウンドでありますとか、そういう海外から来られる方々の御案内、あるいはプログラムの開発等をしたいというようなお声を聞いておりまして、この観光案内業務に専従ということではございません。そういったことにもかかわっていただきながら、逆にそういう英語が堪能、スペイン語が堪能ということでございますので、私たちのほうにもそういった語学的なレクチャーもしていただけるということも含めて幅広く活躍いただく。当然、この方も笠置町に移住をしていただくということでお越しをいただきます。

それと、一般社団法人観光笠置さんとの連携でございますが、駅前の方に今、観光案内所といいますか資料配布コーナーを今、整備されておられまして、実はそこといこいの館とは連携をしていきたいと思いますというのは随分前からお話をさせていただいております。そこでやれることというのが、一般的な観光案内しかできない、マップをお渡しすることしかできないということなので、じゃ、もう少し詳しいことを知りたいという場合には、いこいの館でそういう観光案内ができるようにいたしましょうという役割分担をお話させていただきました。

ここに上がっている30万円に関しましては、地域おこし協力隊の方にお問い合わせする経費ではなく、地域おこし協力隊以外の方に観光案内所の中で作業をしていただくための経費とい

うことで上げさせていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 動議。

もうかなりの時間を費やしていると思いますので、終結動議を出したいと思います。

議長（杉岡義信君） ただいま、坂本君から質疑を終了することの動議が提出されました。

この動議に対して賛成者はありますか。

（「はい」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 賛成者がありますので、成立しました。

質疑を終了する動議を議題として採決します。

この採決は挙手によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（発言する者あり）

議長（杉岡義信君） 再度挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、質疑を終了することの動議は可決されました。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第17号、平成31年度笠置町一般会計予算の件について、反対討論を行います。

端的に2点を指摘いたします。

移住・定住がこの予算で進むのか、大変疑問を感じます。

先ほども話がありましたけれども、基本的には従来の空き家バンク、空き家対策に終始しているのではないかという点です。この点を1点目の問題といたします。

2点目に、税金が本当に有効に使われるのか、事業が目的どおり行われていくのか、大変疑問です。先ほどの観光の中身についても、具体的な数字が答弁としてはありませんでした。

この2点を反対理由として、反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

まだ用事あるのに、まだ質疑もあるのに途中で……

(「反対討論」と言う者あり)

5番(大倉 博君) だから、ここにも例えば産業振興会館に、重要なことなんです、教育委員会が入るといふ話の議論も私したかったんです。これも議論できない間に、私これは反対なんです。産業振興会館というのは、それじゃもう名前が教育委員会と変わるんですかね。これには、やはり町民の方の……

(「反対討論」と言う者あり)

5番(大倉 博君) だから、反対ですよ。だから、町民の方の産業振興会館です。そして、観光客の憩いの場でもあります。そして、台風とか来た場合の拠点にもなるんです。だから、こういう大事なところを議論せずに討論を終わるといふのは、暴挙やと私は思うんです。だから、その辺のところもあって反対。そのほかにもやはりありますよ。もう反対ですよ。

議長(杉岡義信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本君。

7番(坂本英人君) ことしも賛成討論させていただこうと思いますけれども、昨年度よりは前向きな予算もついているのかなと思います。自殺対策の策定もそうですし、今回、公園委託については40年間ずっと同じところに流れていたお金を、今回プロポーザル入れて、また違う可能性が見いだせるようなお金のつきかたもできた。

1億5,000万円基金を使うということですので、非常に慎重にかつ大胆に、ここは必ず比例するものではありませんけれども、本当に有意義に、そして確実なものにしていただけるような思いを込めて賛成討論とさせていただきます。

議長(杉岡義信君) これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第17号、平成31年度笠置町一般会計予算の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手多数です。したがって、議案第17号、平成31年度笠置町一般会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第2、議案第18号、平成31年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第18号、平成31年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件につ

いて、提案理由を御説明申し上げます。

平成31年度笠置町国民健康保険特別会計予算総額は、歳入歳出それぞれ2億1,473万3,000円を計上しております。

主な歳入につきましては、保険税が2,650万5,000円、府支出金が1億6,281万2,000円、繰入金が1,472万4,000円でございます。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費で1億6,363万9,000円、国民健康保険事業費納付金で4,650万5,000円を計上しております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 失礼をいたします。

それでは、議案第18号、平成31年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、歳入について説明をさせていただきます。

なお、一部説明を省略させていただくことがございますので、あらかじめ御了承お願いいたします。

平成31年度につきましては、平成30年度と大きく変動するものを説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

なお、国民健康保険税につきましては、国保の都道府県化になって2年目の年でございますので、平成30年度と保険税率を据え置きとさせていただき、算出をしております。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税2,649万4,000円、前年度と比較をしますと12万7,000円の減額。

1節医療給付分現年課税分1,563万6,000円、前年度と比較をしますと64万1,000円の増額となっております。

次に、2節介護給付費現年課税分146万1,000円、前年度と比べますと12万2,000円の減額となっております。

次に、3節後期高齢者支援金分現年課税分739万7,000円、前年と比較をしますと64万6,000円の減額となっております。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税では、被保険者の減少によりまして、対前年で17万7,000円減額し、1万1,000円を計上しております。退職支援者は、平成

30年度2世帯から、平成31年度は1世帯でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

3款府支出金、1項府補助金、本年度予算額1億6,281万2,000円、前年度比1,663万5,000円の減額、歳出の療養諸費及び高額療養費等に係る分を計上しております。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金は、トータルで対前年12万6,000円の増額で、1,472万4,000円を計上しております。

次に、6款繰越金、前年度比407万円の増額、1,055万3,000円を計上しているところでございます。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

12ページをごらんいただきたいと思います。

2款保険給付費、1項療養諸費で、トータルで1,384万5,000円を減額し、1億4,493万7,000円を計上しております。1目一般被保険者療養給付費では、28年度から30年度見込みの3カ年平均に医療費伸び5%を上乗せをし、1,183万3,000円の減額の1億4,193万円、2目退職被保険者療養給付費では、退職被保険者の減少によりまして145万円の減額の5万円、3目一般被保険者療養費では、46万8,000円の減額の253万2,000円、4目退職被保険者等療養費は、退職被保険者の減少によりまして7万円の減額の3万円、5目審査支払手数料、審査件数、実績等から推計いたしまして、2万4,000円の減額の39万5,000円を計上しております。

次に、13ページ、2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、187万2,000円の減額の1,703万円、3カ年平均見込み額を計上しております。

続いて、2目退職被保険者等高額療養費は、退職被保険者の減少等を考慮いたしまして、91万8,000円の減額の33万円を計上しております。

次に、14ページの5項葬祭諸費、1目葬祭費につきましては、条例の改正によりまして1件当たり3万円を5万円に改正させていただきましたので、20万円の増額の50万円を計上しております。

次に、3款国民健康保険事業費納付金、1項療養給付費分で3,435万円、2項後期高齢者支援金等分の986万1,000円、15ページの3項介護納付金分の229万4,000円につきましては、京都府から示されました市町村国保事業費納付金の額でございます。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度比1,275万3,000円の減額となり、歳入歳出それぞれ2億1,473万3,000円となります。

以上で平成31年度笠置町国民健康保険特別会計の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第18号、平成31年度笠置町国民健康保険特別会計の件について、反対討論をします。

国の補助率が2分の1程度から4分の1程度に減らされたことが大きな要因となり、国保税が暮らしを圧迫するほど高いものとなっています。他の公的医療保険と比べても、大変その保険税と保険料との差が開いています。

全国の知事会も、2014年には国費を1兆円ほど投入をして協会けんぽ並みに引き下げてはどうかと国に要望しています。そうなれば、一人一人の状況は違いますが、約半分ほどに国保税を引き下げることができます。

国に対して、本当に高過ぎる国民健康保険税を引き下げて、安心して受けられる国保制度に改善するよう求めて、反対討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第18号、平成31年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第18号、平成31年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第3、議案第19号、平成31年度笠置町簡易水道特別会計予算の

件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第19号、平成31年度笠置町簡易水道特別会計予算の件について、提案理由を御説明申し上げます。

平成31年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ6,725万9,000円を計上しております。

主な歳入につきましては、使用料が3,078万4,000円、一般会計からの繰入金3,615万1,000円でございます。

歳出の主なものにつきましては、一般管理費で1,361万1,000円、簡易水道施設費では、賃金で105万3,000円、需用費で1,142万3,000円、役務費で142万7,000円、委託料で1,597万2,000円、また公債費では元金利子を合わせまして2,043万3,000円を計上いたしております。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 議案第19号、平成31年度笠置町簡易水道特別会計予算の件について御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

なお、一部説明を省略させていただくところがございますが、あらかじめ御了承ください。では、6ページをごらんください。

初めに、1款分担金及び負担金、分担金、衛生費分担金でございます。簡易水道分担金、給水工事分担金では、前年度と同額の20万5,000円を計上しております。

次に、2款使用料及び手数料で、使用料、衛生使用料で現年度使用料、基本料では1,104万5,000円を計上しております。前年度と比べましても、対象件数におおきな開きはございません。次に、超過料金では1,963万9,000円を計上しております。対前年で131万6,000円の減となっております。この積算は、29年12月から30年11月までの超過使用料の実績水量から算出しているものでございまして、町内の大きな事業所さん等の超過使用料の減少によるものでございます。

なお、基本料金と超過料金ともに、収納率を98%で算出しているところでございます。また、滞納分については、前年度と同額を見ているところでございます。

同じく使用料及び手数料、手数料、衛生手数料、簡易水道手数料と3款財産収入、財産運

用収入、利子及び配当金は、ともにおおむね同額を見ているところでございます。

6ページ下段から7ページにかけてでございます。

4款繰入金、一般会計繰入金では、トータル3,615万1,000円を計上しております。内容としましては、起債分等の減少は見られますが、人件費等財源補填分での増額により、対前年499万1,000円の増となっております。

これ以降、歳入は前年度と同額を見ているところでございます。

続いて、歳出について御説明いたします。

8ページをごらんください。

1款総務費、総務管理費、一般管理費で1,361万1,000円を計上しております。給与、職員手当等人件費関係は、トータルで1,356万5,000円を計上、以下、旅費、需用費等はほぼ前年度と同額を見ているところでございます。

次に、9ページをお願いします。

2款衛生費、上水道費、簡易水道施設費でございます。主な内容としましては、7節賃金では105万3,000円を計上しております。内容は取水、浄水、配水場等の見回り賃金でございます。

9節旅費では12万円を計上しており、対前年で10万2,000円の増となっております。これは、職員の水道技術管理者資格取得のための受講旅費の増額でございます。

11節需用費、主な内容につきましては修繕料で、通常の水浄水装置等機器の小修繕費及び水道メーター取りかえ費に加え、笠置浄水場ろ過ポンプ修繕並びに笠置山配水池増圧給水ポンプ修繕、飛鳥路飲料水供給施設取水流量計の取りかえで2万4,000円増の514万6,000円を計上しております。また、メーター修理では、期限切れ水道メーターを買い取ってもらい、材料として再利用し、新品メーターを購入するバスター交換リサイクル方式を行っておりまして、対前年で比較しますと6万8,000円の増額で18万8,000円の計上となっておりますが、水道メーターの更新戸数の増加によるものでございます。

車検、整備代につきましては、今回は給水車を含めた3台全てが、車両3台全ての車両が対象となるため、前年より13万7,000円増の20万2,000円を計上しております。

次の12節役務費につきましては、主な変更点は水道メーター検針員保険代として2万2,000円を新たに計上しております。また、賃金から節の組みかえにより、維持補修配管工賃金を21万4,000円計上しています。

13節委託料の主な変更点としましては、水質検査委託料は、対前年で9万6,000円

の増で284万1,000円を計上しております。内容につきましては、水道上水、原水水質検査業務における検査単価並びに項目等の増加によるものでございます。

10ページをお願いします。

次に、浄水装置保守点検で、対前年171万9,000円の増で244万8,000円の計上をしております。内容につきましては、有市東部の浄水装置の保守点検に加え、飛鳥路飲料水供給施設浄水装置保守点検を新たに追加したことによる増額でございます。

次に、水道料金ハンディーターミナルのシステム更新委託で377万4,000円を計上しております。内容につきましては、現行機器の保守期間等の終了に伴い新機種に移行し、役場の基幹システムとの連動を図るため、システム開発を行うものでございます。

次の14節使用料及び賃借料は、対前年で19万7,000円の減額でございます。機械使用料の現況の使用状況等を加味した金額となっており、23万9,000円を計上しております。また、15節工事請負費と16節原材料でも同様の減額を行っております。

次の18節備品購入費では、漏水時の一時止水器具としてパイプ断水機を購入するため8万7,000円を計上しております。

19節負担金補助及び交付金では、受講料として26万円を計上しております。内容としては、水道職員の知識、技術向上のため水道技術管理者資格取得講習会に参加するための受講料でございます。

次の23節償還金利子及び割引料と11ページ、25節積立金は、前年度とほぼ同額を計上しております。

11ページです。

27節公課費は、前年度の消費税確定額等を計上しているところでございます。

3款公債費では、元金、利子とも地方債償還表に基づき予算を計上しております。

以上、歳入歳出総額それぞれ6,725万9,000円となります。

以上で簡易水道特別会計予算の説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

一応、ことしの10月から消費税が上がります。笠置町の使用料は、皆さん方安いとおっしゃっているんですけども、一応10%プラス値上げとかいう考えはおありですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

10月からの税制改正が今、予定されております。まだまだ不確定ではございますけれども、笠置町の水道料金というのは条例にありますものは税込みの価格となっております。そういった関係で、今回の予算におきましても、基本料金としてまだ確定しておりませんので、税制改正後の金額というのは反映させておらないところではございますけれども、基本料金の中に税が含まれておるということになりますので、税制改正が行われましたら、そういった中身を使用料につかまして反映させていただくことになると思います。

ただ、それにつきましては条例改正等、必要になってくるかと思っておりますので、またそのときに、確定しましたらそのときに御審議いただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

なぜそのようなことを言うかといいますと、だんだんと使用料と一般会計からの繰入金の差がだんだんギャップができてきておるんです。使用料がどんどん減って繰入金が、例えば言いますよ、使用料、手数料が、決算でいいますと28年度が3,420万円、29年度が3,570万円、30年度が3,214万円、今年度は一応3,080万円、年々やっぱり落ちているわけです。例えば29年度から見れば500万円も落ちているわけです、使用料が。そして、逆に繰り入れが、例えば28年度の決算では2,865万円でした。それが今、3,615万円です。だから、一般会計の繰り入れからどんどん減って、使用料が減ったおかげかどうかわかりませんが、要するにそういうことだから、料金を上げられるかどうかということもお聞きしたわけです。だから、まあ現時点ではどうなるかわからないという話ですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 使用料金の改定につきましては、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、現在の条例に定めております使用料というのは税込みの価格となっております。したがって、そのまま通常考えますと、8%のところを10%で加算させていただいて金額になるかと思っております。

しかしながら、それにつきましては条例改正等必要になってくるかと思っておりますので、皆さんの御意見を聞きながら進めて行くことになるかと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

8ページなんです、時間外勤務手当150万円計上されています。これ毎年指摘し、この時間外手当を少しでも少なくするという発言もさせてもらっているんですが、30年度と同じ150万円、これは1カ月にすると12万5,000円なんです。それで、これが仮に時間給1,200円にすると、100時間を超えるんです。だから、いろいろ指摘しているんですが、職員の健康をどのように思っておられるのか、その点、これは人事の面に絡みますし、前にも話していますので、町長のほうから答弁をお願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 時間外勤務のことです。何回も質問をいただいております。

第一番に考えなければならないのは、やはり職員の健康管理でございます。残業がふえて健康を損なう、そのようなことがあってはならないと考えております。それにつきましては、担当課長からきちんと指導をいただいております。

今回、水道メーターの検針員がようやく見つかった、していただく方があらわれたので、そういうことにつきましても、この予算はこのように計上しておりますけれども、そのような減額につながっていく、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、150万円について返答されて、新しく検査員が決まったということになったという話なんですけれども、そうなってくると、仮にこの150万円計上されてもいいんですけども、大体幾らぐらい下がるんですか、答弁をお願いします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

水道メーターの検針員さんが昨年1月から検針に廻っていただいております。このことにつきまして、実際、職員の負担というのは事務に専念できる部分もございますし、そういった面でかなり事務量、時間外の勤務量というのは軽減できるかと思っております。

しかしながら、金額で幾らかということにつきましては、現在ちょっと試算ができていない状況でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第19号、平成31年度笠置町簡易水道特別会計予算の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手多数です。したがって、議案第19号、平成31年度笠置町簡易水道特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第4、議案第20号、平成31年度笠置町介護保険特別会計予算の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第20号、平成31年度笠置町介護保険特別会計予算の件について、提案理由を御説明申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ2億4,875万5,000円を計上し、対前年では1,748万1,000円の減額、6.6%の減少となっております。

主な提案内容は、保険給付費で対前年1,808万6,000円減の2億2,892万7,000円、平成30年度から開始しました介護予防・日常生活支援総合事業として地域支援事業費で対前年100万5,000円増の1,645万5,000円を計上しております。保険給付費総額の伸びにつきましては、29年度決算では対前年で78万5,000円の増加、ほぼ前年並みとなりました。

本年度から来年度にかけて、次期介護保険事業計画の策定に着手いたします。30年度より導入された保険者機能強化事業については、膨大なデータから課題を抽出し、根拠ある施策の計画と実施が求められます。一層の職員の研さんと適正な保険給付並びに保険料収納率の向上に努めてまいります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱(東 達広君) 失礼いたします。

議案第20号、平成31年度笠置町介護保険特別会計予算の件につきまして御説明申し上げます。

歳入から御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

歳入歳出とも、おおむね1,700万円の減額となっておりますので、おおむね対前年はマイナスついてございます。

まず、1款保険料、介護保険料でございます。被保険者、65歳以上の人数約660人を対象に調定額を記載しております。現年度徴収率につきましては、99.1%を見込み、本年度、5,252万2,000円、対前年で51万円の増という見込みを立ててございます。

3款国庫支出金、公費負担につきましては、法定負担金を計上しておりますので、詳細な説明は省かせていただきます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、対前年356万6,000円減の4,072万6,000円、同款2項国庫補助金につきましては、次のページに集計がまいてございます。92万6,000円減の1,798万1,000円、それから4款支払基金交付金現役世代負担分でございますが、トータルで463万8,000円対前年減の6,304万4,000円の計上、5款府支出金、1項府負担金につきましては、対前年232万1,000円減の3,366万2,000円、同款2項府補助金につきましては、10ページの上段に集計まいてございまして、この地域支援事業につきましては事業費が増額しております関係上、対前年8万4,000円増の212万5,000円を計上しております。

それから、6款繰入金、1項一般会計繰入金でございます。トータルで230万6,000円対前年減で3,521万4,000円を計上しております。

4目に低所得者保険料軽減繰入金49万5,000円というのが計上してございますが、実は介護保険法の改正によって、3月29日に政令が發布されると思います。この予算書にはないんですが、第1段階から第3段階まで新たな低所得者の軽減措置が講じられることになりました。4月に入りまして4月1日施行で適時対応させていただきたいというふうに考えております。

7款繰越金につきましては、対前年432万2,000円減の204万1,000円を計上してございます。

あと、11ページにまいりまして、中段以降、雑入でございます。8款諸収入、3項雑入につきましては、一般介護予防事業で総合支援事業になりまして、その受け皿ということでミニデイとおたっしゃくらぶ、これらの使用手数料、それぞれ23万1,000円、それから予防に係るケアプラン作成120万円という予算を組んでございます。

歳出にまいります。

歳出、12ページでございますが、ここにつきましては総務費関連で事務費を計上してございます。省略させていただきます。

13ページ、保険給付費、1項介護サービス等諸費、要介護認定に係るサービスでございますが、ここでも大きく居宅介護サービスにつきましては対前年1,461万5,000円の減で、1億548万5,000円を本年度見込んでいます。それから、施設介護サービスにつきましても、これは3目でございますが、若干の減、246万円の減で9,114万円計上をしているところでございます。合わせて、対前年1,671万6,000円の減の2億510万7,000円計上しているところでございます。

14ページにまいりまして、2款保険給付費の介護予防サービス等諸費でございます。予防給付の関係でございますが、ここにつきましてはさほど減額にはならないわけでございますが、対前年でいえば24万3,000円の減の585万7,000円を計上しているところでございます。

15ページにまいりまして、同じく保険給付費の4項高額介護サービス諸費等費でございます。それぞれ自己負担の限度額の、1カ月の限度額を超えた部分が給付される部分でございますが、対前年度並みの562万9,000円。それから、同じく5項高額医療合算介護サービス等費、これは年間を通じた限度額を超えた部分ということで、これは対前年で27万9,000円の減額の73万1,000円を見込んでいます。

それから、16ページにまいりまして、同款的6項の特定入所者介護サービス等費、低所得者、住民税非課税世帯の施設へ入られている方の、施設へ入られた場合の居住費、食費軽減措置でございます。これも対前年でいえば84万円減の1,137万円を見込んでおります。

それから、16ページの中段以降、地域支援事業費、これは旧要支援者のサービスにかかわる総合事業の一環でございますが、要支援者の訪問、通所並びに社協で開設いただいている緩和型サービスA型事業の委託となっております。これにつきましては、対前年88万4,000円増の344万9,000円をこの事業費で見込んでいますということでございます。

17ページにまいりまして、同じく地域支援事業費の2項一般介護予防事業、これがミニデイとおたっしゃくらの事業費でございます。対前年度並みの139万3,000円を見込みさせていただいている。

それから、同款の3項の包括的支援事業・任意事業につきましては、職員人件費の計上等としてございます。

18ページの5目、6目が特徴的でございますので、説明させていただきます。5目で在宅医療・介護連携推進事業費、これは相楽で圏域、相楽の医師会と協働しました、圏域の在宅医療に向けた取り組みを総合的にやらせていただく、約800万円の事業でございます、笠置町の負担分としまして59万4,000円を計上している。それから、6目の認知症総合支援事業でございますが、これは東部3町で初期集中認知症対策といいまして、認知症になるおそれがある方を集中的に見守って治療していく、予備治療をしていく、それでおくらせていく、あるいは発症をさせないというふうなところの事業でございます、これは3町村均等でございます、15万円でございます。

歳出の主な説明は以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第20号、平成31年度笠置町介護保険特別会計予算の件について、反対討論をします。

これまで国は、2005年の施設入所者居住費や食費の負担増、2014年の要支援1、2の訪問・通所介護に対する保険給付外などを実施し、また介護報酬の引き下げも進めてきています。

住民の方からは、年金暮らしの中、大変介護に苦勞されている切実な声もお聞きをしています。介護の充実とはほど遠い状況であり、国が手厚く補助して、抜本的に介護の環境整備、充実にしっかり力を入れることを求めて、反対討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第20号、平成31年度笠置町介護保険特別会計予算の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第20号、平成31年度笠置町介護保険特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第5、議案第21号、平成31年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第21号、平成31年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件について、提案理由を御説明申し上げます。

この特別会計は、京都府後期高齢者医療広域連合が制度運営しておりますので、町としての予算は、徴収した保険料及び療養給付費や低所得者の保険料軽減分に係ります負担金、共通事務費負担金支出が骨格となります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ5,882万6,000円を計上し、対前年度では103万7,000円の減少、1.7%の減少となっております。

主な提案内容は、広域連合納付金、療養給付費負担金の対前年97万1,000円減少の2,560万8,000円を計上しております。

引き続き、より一層の保健疾病予防事業の充実とともに、適正な保険給付並びに保険料収納率の向上に努めてまいります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

議案の説明を求めます。保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 議案第21号、平成31年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件につきまして御説明申し上げます。

議案書6ページの歳入のほうをお願いいたします。

歳入歳出とも100万円少々の減額になってございます。

まず、後期高齢者医療保険料でございます。被保険者約370人、75歳以上370人でございまして、調定額、収納率99%オーバーを目指しております。対前年では41万6,000円減の2,235万円、これは若干被保険者数が減った加減かというふうに考えております。

それから、3款繰入金、一般会計繰入金でございますが、2節の保険基盤安定繰入金につ

きましては803万3,000円、それから2目の療養給付費につきましては、対前年97万1,000円減の2,560万8,000円、一般会計繰入金全体としましては、61万9,000円対前年減の3,586万1,000円を計上しているところでございます。

歳入の説明は以上でございまして、8ページ、歳出の主な項目につきまして御説明申し上げます。

歳出で御説明するところは、2款後期高齢者医療広域連合納付金でございまして。先ほど歳入でも説明しましたが、保険基盤安定負担金、いわゆる国保でいう2割、5割、7割軽減ですか、その人数がやはり若干やっぱり比率がふえてきている、31年度にはそういう見込みをしております。280人、約被保険者の8割弱がこの軽減措置をお受けいただいているというふうなところで、803万3,000円を計上している。それから、療養給付費負担金につきましては、先ほども説明しましたが、対前年で97万1,000円減の2,560万8,000円入って、一般会計で入れていただくお金をそのまま広域連合に納めさせていただく。連合納付金としましては、対前年101万7,000円減の5,788万円というふうな予算を計上してございます。

最後に、9ページ、保健事業費につきまして若干触れさせていただきます。

この健康増進事業費につきましては、人間ドックの事業費を計上してございまして、そうですね、対前年8万6,000円増の58万7,000円を計上させていただいておる。大体11名、2名、3名程度が推移しているわけございまして、今後とも増員のほうに努力してまいりたい。一般会計で健診分を見っておりますので、それも合わせて受診者の向上に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございまして。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第21号、平成31年度笠置町後期高齢者特別会計予算の件について、反対討論を行います。

京都府後期高齢者医療広域連合では、既に広域連合の高齢者医療に関する条例の一部を改

悪をしています。この条例の改悪は、均等割軽減の対象者を拡大する一方で、軽減特例の9割軽減、8.5割軽減をなくしていく内容です。9割軽減、8.5割軽減の方は、平成30年度で府内の被保険者全体の4割以上を占めて、その収入も低く、平成30年度の基準で9割軽減、8.5割軽減がそれぞれ年金収入80万円以下、168万円以下であり、経済的に大変厳しく、そのために特例、軽減特例の措置をしてきました。

また、今回、低所得者対策として、介護保険料の軽減の拡充、年金生活者支援給付金の支給という対策をとるとしてありますが、これもいつまで継続されるか保証はなく、また介護保険料の拡充は別枠で公費を投入するとしており、そして支援給付金は年金額の底上げとしてではなく上乗せの給付としており、制度の抜本的改善ではありません。また、このことが受診抑制につながる懸念もあります。

一方で、保険料均等割の5割軽減、2割軽減の対象は拡大も図られますが、国は消費税10%への増税を進め、社会保障の充実などに充てていく旨を説明をしています。今回の低所得者対策や軽減対象の拡大が、消費税10%増税を前提にしたものなら、大変問題です。消費税は低所得者も負担する税金であり、被保険者も低所得者が多い中、大変大きな矛盾です。

また、後期高齢者医療制度では保険料の引き上げ、また今回の軽減特例の廃止など負担増が進められてきたのが実態であり、後期高齢者が安心して受けられる医療とはほど遠い現状です。

軽減特例廃止の撤回、また後期高齢者医療制度の廃止を求めて、反対討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第21号、平成31年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第21号、平成31年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第3日目は3月26日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後4時58分